

第 3 回

放射性物質汚染対処特措法

施行状況検討会

平成 2 7 年 6 月 2 6 日（金）

放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会（第3回）

平成27年6月26日（金）

17:00～20:00

場所：全日通労働組合大会議室A

議事次第

1. 開会

2. 議題

- (1) 中間貯蔵施設の現状について
- (2) 指定廃棄物等の処理の実施状況等について
- (3) 自治体アンケート調査の結果等（中間貯蔵施設・汚染廃棄物に関する部分）について
- (4) その他

3. 閉会

配布資料一覧

- 資料1 中間貯蔵施設の現状について
- 資料2-1 指定廃棄物等の処理の実施状況について
- 資料2-2 汚染廃棄物の処理に係る技術的知見について
- 資料2-3 指定廃棄物の処理に係る広報活動について
- 資料2-4 汚染廃棄物の処理に係る国際社会との連携・協力について
- 資料3-1 自治体アンケート調査の結果等（中間貯蔵に関する部分）について
- 資料3-2 自治体アンケート調査の結果等（汚染廃棄物に関する部分）について

- 参考資料1 放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会設置要綱
- 参考資料2 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂

午後 4 時 5 9 分 開会

○山本課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙にもかかわらず、ご出席いただき誠にありがとうございます。

本日、私、司会を務めさせていただきます廃棄物・リサイクル対策部企画課長の山本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議事に先立ちまして、環境省を代表いたしまして、小里環境副大臣よりご挨拶を申し上げます。

○小里環境副大臣 環境副大臣の小里でございます。委員の先生方には、大変お忙しい中に第 3 回放射性物質汚染対処特措法施行状況検討会にお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

前回は除染がテーマでございましたが、3 回目の本日は、中間貯蔵施設及び汚染廃棄物処理の施行状況につきまして、さらに掘り下げた議論をしていただくところでございます。

前回までに皆様からいただいたご質問、ご指摘を踏まえまして、資料を用意させていただいております。また、前回同様、特措法の全関係自治体を対象にして実施いたしましたアンケート調査につきまして、今回は中間貯蔵及び汚染廃棄物関係の結果を用意しております。議論の参考にしていただければ幸いです。

中間貯蔵施設の整備や指定廃棄物の処理は、まさに重大な局面を迎えております。委員の先生方におかれましては、現地で見聞きされたことを含めまして、その現状や施行状況について、活発・率直な議論をお願いできれば幸いです。

どうぞよろしく願い申し上げます。ありがとうございます。

○山本課長 なお、小里副大臣は所用によりここで退席させていただきます。

次に、委員の出席の状況でございますが、本日は11名の委員、全員にご出席いただいておりますことをご報告させていただきます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

座席表の下に議事次第がございまして、そこに配付資料一覧が載っております。そちらの資料一覧を見ながらご確認いただければと思いますが、資料 1 から 3 までございまして、資料の 2 のシリーズが資料 2 - 1 から 2 - 4 までの四つございます。それから、資料 3 でございますが、資料 3 - 1 と 3 - 2 がございます。それから、参考資料は 1 と 2 というこ

とであります。1が設置要綱ですが、2ということで、今回、福島復興に関する政府の方針が6月12日に改訂版として閣議決定されましたが、その文書であります「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を参考としてお付けしております。この検討会との関係でも、除染あるいは中間貯蔵・汚染廃棄物について、この中で触れているところがありますので、参考資料として、本日ご説明はしませんが、配付をさせていただいています。

それから、委員の方々の席上には、指定廃棄物に係るパンフレットを3種類お配りしておりますのと、参考の資料として毎回置かせていただいております紙のファイルを置かせていただいております。

資料の不足等ございましたら、事務局までお申し付けいただければと思います。

それから1点、報道関係の皆様方への事前の連絡ですが、前回同様、本日も冒頭、事務局からの説明までをカメラ撮りの範囲とさせていただきます。それで、事務局からの説明につきましては、議題1、議題2について通して行います。説明終了後に、座長から撮影終了のご案内をさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、以後の進行は浅野座長をお願いいたします。

○浅野座長 それでは、今日も遅い時間からお集まりいただきまして、ありがとうございます。

先ほど大臣のご挨拶にもありましたが、前回の検討会では、除染の施行状況について、点検・討議をいたしました。本日は、中間貯蔵と汚染廃棄物をテーマに点検・討議をしてまいります。先ほど事務局から報道関係の皆様へのご連絡ということで説明がありましたように、議題1と議題2につきましては、通して説明をいただくことにいたします。討議は、その後、議題1、議題2、それぞれ分けて討議をさせていただきたいと考えております。その後、長時間にわたりますので、前回同様短い休憩を置きまして、自治体のアンケートの内容について検討をしてまいると。このように進めてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、まず中間貯蔵施設の現状について、それから指定廃棄物等の処理の実施状況等について、この二つを取り上げたいと思います。これについて、事務局からの説明を通してお聞きしたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、事務局、お願いいたします。

○永島参事官 中間貯蔵施設担当参事官の永島です。よろしくをお願いいたします。

それでは、資料1に基づきまして、中間貯蔵施設の現状についてご説明申し上げます。

まず、1ページをご覧ください。中間貯蔵施設の位置づけでございますけれども、福島県内では、除染に伴う土壌や廃棄物等が大量に発生しております。現時点でこれらの最終処分の方法を明らかにすることは困難でありますので、最終処分するまでの間、安全に集中的に管理・保管する施設として中間貯蔵施設の整備が必要となっております。中間貯蔵施設に貯蔵するものとしたしましては、除染で出ました土壌や廃棄物、それから10万Bq/kgを超える放射能濃度の焼却灰等が対象となります。

2ページでございます。法律上の位置づけですが、放射性物質汚染対処特措法におきまして、「中間貯蔵」や「中間貯蔵施設」について位置づけられております。中間貯蔵については、この表をご覧くださいますと、除染土壌や特定廃棄物等の保管・処分として位置づけられております。輸送については収集・運搬、中間貯蔵施設そのものについては汚染廃棄物等の処理のために必要な施設と位置づけられております。また、昨年臨時国会で改正JESCO法が成立いたしましたけれども、この中で、「中間貯蔵」については、放射性物質汚染対処特措法に基づき行う除去土壌等の保管・処分であると定義されております。また、「中間貯蔵施設」については、「中間貯蔵を行うために必要な施設」と規定されております。

3ページをご覧ください。中間貯蔵施設に係る経緯をおさらいさせていただきます。まず、平成23年10月でございますが、環境省で、中間貯蔵施設等の基本的考え方、いわゆるロードマップと呼んでいるものでございますけれども、これを策定・公表いたしました。その後、地元への説明等も行いまして、平成25年4月に、地元のご理解を得て、ボーリング調査などの現地調査を開始しました。6月からは、環境省で検討会を開催させていただきました。その検討結果やボーリング調査などの結果も踏まえまして、平成25年12月に、福島県及び大熊町・双葉町・楡葉町に対しまして、中間貯蔵施設の受け入れを要請したところでございます。平成26年5月から6月にかけて、大熊町・双葉町の住民を対象といたしまして、説明会を開催させていただきました。福島県内10回、県外6回、全16回にわたるものでございます。平成26年7月から8月にかけて、この住民説明会で出た意見を踏まえて、国の考え方の全体像というものを説明させていただき、それを踏まえて、9月には福島県知事から中間貯蔵施設の建設受け入れを容認する旨、また、大熊町・双葉町の両町長からは、知事の考えを重く受け止めること、地権者への説明を了承することについて、国に対して伝達がございました。また、県からは、搬入受け入れに当たって、後ほど説明いたしますけれども、5項目について確認を求められたところでございます。さら

に、同年9月から10月にかけて、地権者説明会を、県内外にわたりまして全12回、開催させていただきました。その後、12月から1月にかけて、大熊町・双葉町から、中間貯蔵施設の建設の受け入れを容認いただいたところでございます。平成27年2月8日には、福島県に対し、前年の9月に示されました5項目について、国としての取組状況等を説明させていただいたところでございます。これを踏まえ、2月25日には、福島県知事、大熊町・双葉町の両町長から搬入を受け入れる旨の伝達がございました。さらに、これを受けまして、3月には大熊町・双葉町からパイロット輸送に係る中間貯蔵施設への搬入が開始されたということでございます。このように、平成23年10月から本年にかけて、約3年半にわたりますけれども、何とか地元のご理解も得ながら、中間貯蔵施設に係る取組を進めてきたところでございます。

5ページをご覧ください。この中間貯蔵施設の取組を進めるに当たりましては、学識経験者の方々の知見等も十分に活用させていただきながら取組を進めてまいりました。まず、中間貯蔵施設安全対策検討会を立ち上げ、この検討会では、中間貯蔵施設の配置や貯蔵施設の構造等についてご議論をいただいたところでございます。右側の環境保全対策検討会におきましては、中間貯蔵施設自体は環境アセスメント法の対象ではございませんけれども、アセス法に準ずる形で環境保全対策をとる必要があるということでご検討をいただきまして、環境保全対策の基本方針を整理いただきました。

さらに、6ページでございますが、中間貯蔵施設に係る輸送について、検討会を別途設けまして、検討を進めてまいりました。その成果も踏まえて、6ページの右側でございますけれども、福島県、それから福島県内の全市町村から成る輸送に係る連絡調整会議を開催して、そこでの意見も伺いながら、輸送に係る基本計画や輸送実施計画を取りまとめたところですので。さらに、6ページの下の部分でございますが、福島県においても専門家会議というものを設けていただきまして、国のほうで検討してきたさまざまな事項について、県の専門家という観点からご確認をいただけてきました。

7ページからは参考でございますけれども、黄色く色が塗られている部分で除染が行われ、現在、仮置場等に除染土壌等が保管されているところです。ここから中間貯蔵施設に順次搬入を進めていくということになっております。

8ページでは中間貯蔵施設の貯蔵量を示しておりますが、最大で約2,200万 m^3 、東京ドームの18倍に相当しますが、その内訳を見ていただきますと、8,000Bq/kg以下というような、比較的濃度の低いものが半分近くを占めております。

9ページでございますけれども、今現在、提示させていただいております中間貯蔵施設の配置図でございます。全体で、大熊町・双葉町にまたがり、16km²になりますけれども、土壌貯蔵施設や廃棄物貯蔵施設などのさまざまな施設の集合体、これが全体で中間貯蔵施設となっております。用地の取得状況等に応じて、今後、段階的に整備を進めていくこととしております。

10ページは、施設内のフローを示しておりますけれども、受入・分別施設にまず搬入した上で、濃度に応じて土壌貯蔵施設や、あるいは燃えるものについては焼却施設に入れていくというプロセスを考えているところでございます。

11ページは、中間貯蔵施設内の貯蔵施設のイメージ図を示しております。左側が土壌貯蔵施設、右側が廃棄物貯蔵施設のイメージ図となっております。

12ページ、13ページは、輸送に関する基本計画や実施計画の概要を示しておりますが、割愛させていただきます。

14ページをご覧ください。中間貯蔵施設に対する御理解をいただくに当たっては、施設自体の安全性等に加えて、その地域全体で中間貯蔵施設をどう扱っていくのかというような、もう少し広い観点からの取組も求められまして、それが冒頭申し上げた平成26年9月に福島県から示された搬入に当たっての5項目という形で集約されております。(1)番から(5)番までございますけれども、それぞれ、その確認事項に対して、国としてどのような対応を取ったかについて枠囲みの中に記載しております。まず、県外最終処分の法案の成立が求められ、昨年の臨時国会でJESCO法の一部改正法案の成立をいただきました。その中で、「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」ことが規定されております。二つ目として、中間貯蔵施設等に係る交付金等の予算化と自由度の確保が求められておりまして、この点については、26年度の補正予算で「中間貯蔵施設等に係る交付金」1,500億円及び「原子力災害からの福島復興交付金」1,000億円を措置するなどの対応を取っているところでございます。

次のページでございますが、(3)番、(4)番で、国による搬入ルート維持管理等及び周辺対策の明確化、施設及び輸送に関する安全性の確保が求められております。これらについては、輸送連絡会議で輸送の基本計画や実施計画等についてご意見をいただいた上で、計画を取りまとめ、それについて県の専門家会議でのご意見もいただきながら、対応を進めてきました。(5)番として、県及び大熊町・双葉町との安全協定案の合意がございまして、こちらについては、2月25日に締結をさせていただいたところでござ

います。後ほど、内容について軽く触れたいと思います。それから、5項目とは別に、特措法の施行前に緊急的に実施された学校の除染等によって生じた土壌等についても、中間貯蔵施設に搬入いただきたいという強いご要望がございまして、これについては実態を踏まえ、中間貯蔵施設に搬入をすることを表明させていただきました。あわせて、ため池などの放射性物質対策等で生じた土壌等のうち、線量が高い等の理由によって中間貯蔵施設以外での処理が困難なものについても、状況を把握し、関係機関で整理を行った上で、中間貯蔵施設に搬入をすることとしております。

16ページは、改正JESCO法の概要でございます。

17ページでは、県外最終処分に向けた取組を記載しておりますけれども、現在、ここに掲げております八つのステップというものを示しております。この八つのステップを順次具体化できるところから具体化していくというのが今の取組でございまして、18ページでございますが、そのために、本年度予算で10億円程度を計上しております。その中で、技術開発の戦略を策定する、あるいは研究開発・実証事業として土壌の分級などを進める、また、再生利用の促進に関する調査研究を進めるなどとしております。さらに、これらを推進するための担当ラインを組織としても設けたところでございます。

19ページをご覧ください。中間貯蔵施設等に係る交付金を措置しましたが、こちらについては、大熊町、双葉町、福島県にそれぞれ基金を設けまして、そこに環境省から予算を充当しました。この基金に基づきまして、右側に基金事業の対象が書いてございますけれども、第一項の「ふるさととの結びつきを維持するための事業」から、第九項の「その他」まで、ほぼ自由に、さまざまな事業に使っていただける構造となっております。ただ、これらの事業については、透明性を確保していく必要がございますので、毎年度、事業計画書・報告書の提出を行っていただくとともに、その報告の内容を公表していただくという立てつけとしております。

20ページに、安全協定についての概要を記載しております。この協定は、環境省と福島県、大熊町・双葉町との間で締結しておりますけれども、環境省は、中間貯蔵施設の建設・管理運営・土壌等の収集運搬に関する安全確保に関する措置を行います。これに対して、福島県、大熊町・双葉町は、環境省の措置を確認することになっております。そのための方針でございますけれども、環境省は、事前説明を行ったり、異常時における連絡を行うこと、これに対して福島県、両町は、立入検査や状況確認を行ったり、環境省の取組が不十分な場合には、建設・搬入を停止するよう要求することもできるようになっており

ます。さらに、これらの取組を客観的に監視・助言する観点から、環境安全委員会が設けられております。

21ページに、その概要が記載されておりますけれども、本年4月13日に第1回を開催させていただきました。委員の構成ですが、学識経験者、それから福島県、大熊町・双葉町の行政担当者に加えまして、大熊町・双葉町が指名する住民の委員の方々にも参画をいただいております。

22ページは、中間貯蔵施設に係る用地確保に関する取組の状況でございます。中間貯蔵施設予定地の面積16km²に対しまして、登記記録上、地権者の方々が約2,400名いらっしゃいます。このうち約半分の1,210名については、環境省として今現在連絡先を把握しておりますが、この連絡先を把握している方々の所有面積を合計しますと、1,020haということでございます。これに公有地として国・県・町などが所有している土地を合わせますと、全体の中間貯蔵施設の面積1,600haに対して、約8割の面積は、現在連絡先がわかっている方々でカバーされている状況でございます。1,210名の方々の内訳を見ますと、土地のみを所有している方が約410名、建物等も所有している方が約800名となっております。2,400名のうちのもう半分、連絡先が把握できていない方が1,160名ほどいらっしゃいまして、これらの方々については、これまでの調査によって死亡が確認できた方が約500名、登記簿上の年代から死亡が推測される方が300名ということで、約800名の方が既にお亡くなりになられているというふうに考えております。これらの方については、戸籍や住民票をたどって、相続関係を追っていく必要が生じております。

23ページでございますが、現在、パイロット輸送を始めており、その搬入先として、保管場というものを用意させていただいております。保管容量の部分を見ていただきますと、これまでに整備・発注済みの保管場として約4万m³分が確保されており、新たに1万m³分程度の保管場整備の見通しも得られましたので、全体で5万m³の容量が確保されている状況でございます。

24ページを見ていただきますと、パイロット輸送として、全43市町村からそれぞれ現地の状況に応じて概ね1,000m³程度を輸送するとしておりますので、単純計算で約4万3,000m³程度、これに対して約5万m³の容量が確保されているという状況です。

25ページが現在のパイロット輸送の状況でございますが、先行して進めるとしている双葉郡8町村と田村市については、6月30日までに全て運搬が開始できる目処が立ったところでございます。

26ページ以降は、このパイロット輸送に係る安全対策等を記載しています。28ページをご覧ください。輸送対象物と輸送車両の一元的な管理のためにGPSを活用した取組を進めるとともに、運転者と作業員の教育や、輸送ルート上の道路交通対策として看板を設置したり誘導員を配置したいすることも進めております。

29ページを見ていただきますと、これまでのパイロット輸送に係るスクリーニング結果として、保管場等から退出した工事関係車両は全て基準値1万3,000cpm未満であることが確認されております。また、保管場の空間線量率についても、搬入前と比較して大きな変化はない状況でございます。

中間貯蔵施設の事業については、JESCOに一部委託をして行っており、発注資料の作成ですとか工事監理、輸送車両の監視や輸送対象情報の管理、それからモニタリング等を実施していただいているほか、国立環境研究所等の研究機関との連携も進められているところでございます。

情報公開については、環境省やJESCOのウェブサイトで情報を公開しているほか、環境省として、住民の方々等に対するお問い合わせ窓口・相談室なども設けております。また、パンフレットを作成したり、住民説明会を開催したりする等の取組も進めているところでございます。

33ページでございます。今後の主な課題として、4点挙げております。まずは用地確保の推進が重要であると考えております。さらに、パイロット輸送を着実に進め、本格輸送に向けた準備をすること。中間貯蔵施設の整備や運営・管理を進めること。最終処分に向けた取組を進めること。こういった点について、取組を進めていきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○浅野座長 ありがとうございます。

それでは、続いて議題2についての説明をいただきます。

○山本課長 それでは、お手元の資料2のシリーズの説明をしたいと思います。初めに、私のほうから、資料2-1、2-3を説明させていただきまして、その後、廃棄物対策課の和田課長から、資料2-2、2-4の説明を続けてさせていただきます。

それでは、最初は資料2-1でございますが、指定廃棄物等の処理の実施状況についてということで、めくっていただきまして、こちらは第1回の検討会の中で、全体像、概要はご説明しましたので、そこと重複するところは端折らせていただきまして、それからつけ加えたところを中心に説明したいと思います。

ここのポンチ絵にありますように、さまざまな経路でもって、廃棄物として汚染されたものがあるということで、それを踏まえて、3ページのところにあります放射性物質汚染対処特措法ができていているというところでもあります。次のページ、4ページのところ、廃棄物の処理の関係ですけれども、基本的には、①対策地域内廃棄物と②指定廃棄物が国の責任による処理ということになっております。今回は特に、前回ご指摘がありましたけれども、特定一般廃棄物・特定産業廃棄物というカテゴリーがありまして、基本的には、特別な管理が必要なものは特定廃棄物ということで国が処理するということなのですけれども、そうではないのだけでも、廃棄物処理法の基準に則って、従来やり方で処理ができるという前提に立ちながら、入念的に特措法に一部上乘せの基準をかけているというカテゴリーが、この特定一般廃棄物・特定産業廃棄物になります。それから、指定廃棄物に入るところに特措法16条と18条による調査というのがありまして、指定廃棄物に指定するルートが二つあるということです。後ほどご説明したいと思います。

めくっていただきまして、6ページのところ、特別措置法に基づく基本方針ということで、全面施行前の11月に閣議決定された内容であります。これも何回も出てまいります、指定廃棄物を県内で処理するというのは、こちらの基本的事項の最後のポツのところに書いてあります。

それから、次の7ページは、指定廃棄物の指定状況ということで、昨年度末の数字を出しておりますけれども、これも表自体は前回お出ししておりましたが、そのときに、「その他」というものにはどういうものがあるのかというご指摘がございました。主なものとして、側溝汚泥等がその他のものとして挙げられます。

それから、めくっていただきまして、具体の指定廃棄物としてどういうものがあるかというのが8ページ、それから、その一時保管の状況が9ページにございます。特に9ページのところにありますように、一時保管が長期に亘ってきているということで、一時保管者の方からいただいたご意見を下に例として載せております。物理的にそれがあっていろいろな妨げになっているということもありますが、周辺の人からの問い合わせというような、精神的な負担ということで、大変なご負担をおかけしているという状況です。

それから、次のページ、10ページのところが、一時保管のところで安全性の確保。まだ処理に至っておりませんので、安全を確保するというところで、こちらは農林業系副産物の事例ということですが、上の写真に載せておりますように、こういった形できっちりと、飛散したり漏えいしたりといったことがないように、かつ、放射性物質ですから、しっか

りと遮蔽をするというような形で、一時保管をしているというところです。その辺りの状況、左下にありますように、環境省地方環境事務所の職員が一時保管状況の点検をしているところですが、ただ、やはり強風とか大雪というような自然災害で、右側にありますように、こういった一時保管に対してもダメージを与えるような事象も起きておりますので、速やかに修復しているということですが、やはり不安定な状況が続いているという状況でございます。

11ページに移りまして、こちらは福島県内の指定廃棄物の処理の進め方ということであり、こちらは、主なものとしては、後ほど出てきますフクシマエコテックという既存の管理型処分場にて処分をしていくということがメインのルートですが、10万Bq/kgを超えるようなものは、先ほどご説明がありました中間貯蔵施設のほうに持ち込むという整理をさせていただいております。

次のページ、12ページですが、フクシマエコテックを活用した埋立処分計画ということで、これも第1回のごときにご紹介いたしました、場所としては富岡町に所在しております、お隣の檜葉町から搬入するという、主に関係する町としてはこの2町があります。航空写真が載っておりますように、既に完成した管理型の処分場で、完成後、間もないところで被災されたということで、こちらを使わせていただくということでやっております。

13ページのところは、有識者による安全対策の検討ということで、これまで災害当初に、その年の5月に設置しました災害廃棄物安全評価検討会の中で、こういった管理型処分場を使っての処分というところについての安全評価をさせていただいておりますのと、右側、福島県が設置した検討会がございまして、こちらからも専門的見地からいろんなご意見をいただいております。こちらに対して環境省から説明をして、ご意見を伺っているというところであります。

次、14ページですが、これまでの対応経緯というところであります。これは、一番上にありますように、平成25年12月に、中間貯蔵とあわせて管理型処分場の活用ということを経済産業大臣、復興大臣から地元に対してお願いをしたというところであります、その後、さまざまな調整を経て、最近でありますと、平成27年6月5日に、これまでの地元のご意見を踏まえた国としての考え方を地元へ提示させていただくという、大きなステージに入ってきております。

具体的にどういうものを示したかは次の15ページのところにありますが、国の考え方と

しまして、大きく5点について示しております。まず、立地場所がなぜここなのかということで、場所的にも大量の汚染廃棄物が発生する双葉郡にあって、残余容量が十分だという、そういった立地の条件、ここで安全かつ速やかにやっていくというのが一番合理的ではないかということ。特に、もっと高線量のところに新設できないかというご指摘もあったのですが、なかなかこれは物理的にも時間的にも厳しいということでございます。それから、特に安全・安心の確保ということで、構造上、あるいはいろんな安全対策に加えまして、やはりこれを国が、処分場そのものを国有化するということが地元から強く要請がございましたので、これは国の責任をより明確化するという観点で、処分場を国有化するという判断をしております。それから、運搬に係る安全対策と、それから地域振興ということで、中間貯蔵とも共通しますけれども、ここにつきましても、自由度の高い交付金を措置するというような方向を示させていただいております。それから、これら両町の実情も踏まえた地域の将来像ということで、こちらもそういった12市町村の将来像に関する提言をこの夏に政府として取りまとめていくと。

こういったことを今地元を示させていただきまして、上の先ほどのページ、14ページのほうに書いてありますが、富岡町では、既に全員協議会でご説明させていただき、来週には住民説明会でご説明させていただける予定となっております。楡葉町も、現在調整中ですが、近いうちにこういった形で説明を進めていって、何とか早く受け入れが実現するようということで、努力をしているところであります。

次が16ページのところですが、こちらは減容化事業の例ということで、これも前回ご紹介しております。上二つが下水処理場に並設する形で作った施設ということであります。こちらは個別の資料が後ろにありますので、そちらでご紹介します。それから、農林業系の汚染廃棄物の処理ということで、鮫川村の施設と、それから飯舘村の蕨平に今建設中の施設についてのご紹介です。少しトラブルもありましたが、鮫川村につきましては、お陰様で、来月、無事全部の処理を終えるというようなことで今進めています。あと、飯舘村の施設につきましても、この秋ごろに焼却開始をすべく、今、建設を進めているというところ です。

それから、17ページ、18ページが、先ほど申し上げた下水処理の関係の個票であります。最初のものが福島市の堀河終末処理場ということで、合流式下水道でありましたので、かなり雨水にまぎって放射性物質が入ったというものであります。こちらに下水汚泥を乾燥させる施設を建設いたしました。30t/dayの施設ということで、こちらはもう既に平

成26年10月末に全量乾燥処理が完了しておりまして、放射性セシウムの濃度だとか、放射線量という意味でも、問題なく処理を終えております。

それから、次のページ、18ページが、福島県の県中浄化センターということで、こちらは下水汚泥を流動床式の焼却炉で焼却したということで、日量90tという比較的大きな施設をつくらせていただきました。こちらも順調に処理が行われまして、平成26年3月までで、指定廃棄物に相当するものは全て焼却して、現在、8,000Bq/kg以下のものについて、この施設を活用して県のほうで処理しているということです。こちらも放射能の濃度あるいは線量とも、問題なく処理できているというところでありまして。

それから、19ページからが関係5県における指定廃棄物の処理に関する動きということで、こちら第1回のときにご説明申し上げましたように、前政権下で候補地を示したけれども、地元の反発が非常に強くて、全く説明ができなかったということでありまして、その反省も踏まえて、選定プロセスを平成25年2月に大幅に見直し、ここにありますように、市町村長会議を通じてしっかりと共通理解を醸成していく、あるいは、専門家による評価をしっかりとさせていただくといったような内容で、今進めておるところです。

20ページのところに、有識者の会議といたしまして、本検討会にもご参画いただいておりますが、田中先生に座長になっていただきまして、この中で、具体の選定の手法といったところ、あるいは、今後詳細調査の結果が出てくれば、それについての安全性を評価させていただくということで、こういう委員会を設けております。

21ページには、その有識者会議の最初の大きな成果としまして、平成25年10月に、この選定の手法というのを、有識者の立場で取りまとめていただいたということがございます。

その次のページ、22ページのところに、関係5県の状況ということで、これも前回、第1回でご説明しましたけれども、各5県で今どういう状況かということです。その後の動きとして、大きなところとしては、千葉県のところ、詳細調査の候補地というものを4月に提示させていただいて、地元への説明に入っているというところがございます。

宮城県、栃木県につきましては、既に先行して詳細調査候補地をお示ししておりますが、まだ説明を重ねているという状況でありまして、最近の取組といたしましては、その次の23ページにありますように、有識者のご協力をいただいたフォーラムという形で、県全体の問題として、県民全体でご参加いただけるような場を設けまして、こちらからのご説明、あるいは意見交換ということをさせていただいております。

以上が指定廃棄物についての全体的な動きということですが、次の24ページからが、対

策地域内廃棄物についてでございます。

まず、25ページが国直轄での福島県内対策地域内廃棄物の処理進捗状況ということで、これも以前お示したものですけれども、仮置き場への搬入はお陰様で着実に進んでおりまして、直近のところでは、50万tを超えるところまで搬入が終わって、かなり現地在搬入という意味では片づいてきているという状況であります。

次のページ、26ページのところには、仮設焼却施設の設置状況というのを右下の表で書いてあります。これも前回お示したときから順次施設の稼働が続いているのですが、さらに葛尾村でありますとか、浪江町でありますとかで、新しく施設が稼働して、今現在、六つの焼却炉が順調に稼働しているという状況がございます。

それから、27ページが、まず搬入するまでの廃棄物の保管状況というところですが、こちらの写真等でありますように、きちんと表示をして、こういった飛散・流出をしないような形で、しっかりと措置をした形で保管をしているということです。定期的なセシウムの濃度測定だとか、空間線量率を常時監視するというようなことをして、そういったデータについても積極的にホームページで公表しているという状況であります。

それから、次の28ページですが、仮設焼却施設を、今ご紹介したような施設をつくるに当たって、事前の影響評価はどうしているかというご指摘がございましたので、少し整理をさせていただきます。廃棄物処理法に基づく施設ではありませんので、廃棄物処理法に基づく、いわゆる生活環境アセスは法律上位置づけられていないのですが、特措法に基づく計画の中で、廃棄物処理法に準じて生活環境影響調査を実施するという位置づけをしております。実際の施設の設置に当たりましては、ここに書いてありますように影響評価をしています。特に長期・短期の平均濃度ということで、大気質のところの右の表でいきますと、大気質の一番下のところに放射性物質とありますが、排ガスの排出のところでの影響というのを見てございます。

それから、29ページのところですが、こちらは中間処理の基準ということであります。法律に基づいて、こういった指定廃棄物等を処理するときには、特別な基準が設けられているので、その主なものを少し例示しております。特に、当然、飛散・流失しないということもあるのですが、焼却する場合等は、高度な機能を有する排ガス処理設備が設けられていることを求めると同時に、濃度限度が大気中できちんと守られるように、しっかりと監視をして、測定・記録をするといったようなことが基準で設けられておりまして、それに対応して、下の箱にありますように、施設のほうでも具体的にバグフィルターを設置

したり、あるいは仮設だと通常屋外に出ているような粉じんが発生しやすい設備を建屋内に入れて、密閉構造にするとかというようなことで、飛散の防止を図っているということです。それから排水は基本的に出さないのですけれども、排ガスについてはきちんとチェックをするということで、煤じん濃度計だとか、それから放射性物質の測定装置での常時監視ということもやっております。それから、モニタリングポストでの線量の管理ということで、チェックをしているというところでもあります。

それから、その次のページは、バグフィルターの測定事例ということで、これもこれまで何度かお出ししているものですが、非常に検出下限値を下げた精密な測定を国環研などにもご協力をいただいてやってきておりますが、非常に精度よくとれているというデータでございます。

それから、31ページは、先ほどご紹介した、国で既に稼働をさせている施設で実際にどうだったかというのを見ておりますが、こちらもちょうと検出下限値未満、 2Bq/m^3 ですが、検出下限値未満ということで、全く排ガス中からは検出されていない状況が続いており、線量にも異常がないという状況でございます。

32ページのところは、先ほどの対策地域内の焼却施設で、仮置き場から順次流れに沿ってどんな処理をしていくかというのを、少しビジュアルに整理してみました。

それから、33ページ以降が、16条調査・18条調査の関係と、それから特定一廃・特定産廃の内容になります。

34ページ、まず見ていただきますと、特措法の16条報告というのがありまして、こちらは35ページのところを見ていただければと思うのですが、特措法の16条に基づきまして、ここにありますような上下水道ですとか、焼却施設というものが調査対象の施設になります。この施設から出てくる、ここに書いてある、廃棄物の種類に相当するもので、かつ右の欄に県が書いてあるところに丸印が打ってあるところ、このマトリックスで該当する県にある施設のこういう廃棄物については、調査の義務がかかっているということでもあります。一律、県単位でこういう施設、廃棄物に着目して、かなり広く網をかけております。ただ、実際には影響が少ないところで調査を継続させるのは不合理でありますので、34ページの下の方の箱囲みのところにありますように、濃度が低い 800Bq/kg 以下だとか、直近3回以上で $8,000\text{Bq/kg}$ の8掛けの $6,400\text{Bq/kg}$ 以下が継続しているようなところは、調査義務を免除するという仕組みになっています。

めくっていただきまして、36ページが調査フローですが、37ページを見ていただきます

と、調査の報告施設数の推移とあります。当初の平成23年度には、調査対象施設769から報告を受けていたのですが、その後、調査免除が進んで、現在、平成26年度では158まで減ってきているというところです。

その次のページが、具体的に平成23年度と平成26年度において放射能濃度で場合分けをした表になっています。ここから見てとれるのは、一番左の欄が平成23年、平成26年に800Bq/kg以下ということですが、非常に濃度の低いところで、当初から大部分の施設は濃度が低かったというところであります。現在、濃度の高いところというのは、そちらの右のほうですが、かなり限定した施設だけが濃度がある程度あるというような状況まで来ております。

それから、39ページのところには、18条に基づく調査のフローということで出ておまして、こちらは、こういった調査対象施設になっていないところで、農林業系の廃棄物などもそうですけども、測ってみて、8,000Bq/kgを超えた場合には指定廃棄物として申請するということでもあります。これで、先ほどでいう農林業系廃棄物だとか、その他の廃棄物が、こういった手続に則って指定されてきているということです。申請自体は、年間数十件のオーダーであるというような状況です。

それから、40ページのところを見ていただきますと、こちらは特定一般廃棄物・特定産業廃棄物の範囲というところです。これも最初、特にまだ汚染状況について十分データがないときは、かなり広く網をかけたのですが、その後、データが蓄積されてきたところで、ある程度汚染の範囲がわかってきたということで、平成24年11月に要件を見直しまして、ここで青塗りしているところに基本的には絞り込んだと。その以前は、三角がついているところとか、他のところも対象の県があったわけですが、こういった形で絞ったということです。ただ、割と溶出しやすい煤じんについては、まだ比較的厳しく、広めにとっているという状況が見えます。

それから、41ページのところですが、こちらで、今回、基本的には廃棄物処理法の基準が適用になるのですが、それに上乗せして、特措法に基づく上乗せ基準について、ここで整理をしています。まず、処理のほうの特別な基準としまして、廃掃法の通常の基準に加えて、ここの下にありますように、バグフィルターを設置するとか、あるいは埋立処分する時になるべく水に行かないように土壌層の上に置くとか、層状に埋め立てるとか、煤じんと水が、なるべく接触しないようにするといったような基準が定められています。それから、維持管理の側の基準としまして、特別維持管理基準として、排水・排ガスの放

射能濃度の測定でありますとか、空間線量率の測定といったような義務も、法律に基づいてかかっているというところでもあります。

それから、次のページ、42ページのところですが、実際に8,000Bq/kg以下でもなかなか処理にご苦労されているという現場の声があるわけですが、これは16都県で調べた280施設のアンケート調査の結果なのですけれども、当初、平成23年度の辺りでは、40を超える施設で灰の持って行き場がなくて、場内に一時保管をせざるを得なかったという状況ですが、その後、受け入れの側も改善をしてきて、平成26年度では10件以下の状況まで改善が進んでいるというところでもあります。全体としては、かなり8,000Bq/kg以下のものについては処理が進んできているというところでもあります。

それから、43ページのところですが、先ほどの16条調査だとか、16都県の調査ということで、排ガス中の放射性セシウムだとか、飛灰・焼却灰中の放射性セシウム濃度を調査した結果を、経時的にまとめたものであります。そのうち8,000Bq/kgを超えた指定廃相当のものがあつた6都県について、こちらでまた細かいグラフを載せております。

44ページは、その全16都県の情報ということですが、一番左の欄で見ただけですように、排ガス中ではほぼ全て不検出です。1件だけ検出されていますが、これはバグフィルターでなくて、電気集じん機だということで、欄外の※2で書いてありますように、そういった結果でございました。それから、飛灰・溶融灰のほうに含まれている放射能濃度も、平成24年・25年・26年と、追って行って見ていただきますと、だんだんと低下しております。平成26年度の測定結果では、8,000 Bq/kgを超えているようなものがかなり限定されている状況になっております。

45ページ以下にそれぞれの県ごとの推移をグラフ化しておりますけれども、福島県では、さすがにまだ高い8,000 Bq/kg を超える施設が残っているのですが、他の県につきましては、大体8,000 Bq/kg以下というところにおさまってきて、経年的には下がってきているというような状況になっております。

以上、資料2-1の説明とさせていただきます。続きまして、資料2-3を先に説明させていただきます。

資料2-3ですが、指定廃棄物の処理に係る広報活動についてという一枚紙がございます。こちらについて、簡単にご紹介させていただきます。

資料2-3、左の囲みにありますように、法に基づいて知識の普及だとか情報提供というのが国の責務としてあるわけですので、先ほどご紹介したような、宮城、栃木において実

施しているような、県民全体を対象としたフォーラムというのを最初の事例に挙げております。

裏面に行きまして、こちら、その他の広報活動ですが、総合的な情報提供ということで、ウェブサイトをしっかり開設するとか、コールセンターを置くということもやっておりますし、本日お配りしているものを含めて、各種さまざまなパンフレットを作成して、活用をしているというようなことがございます。それから、特に地元の方々がご覧になるようなメディアを活用した取組というのもありまして、新聞・テレビ・ラジオということで、わかりやすい形で番組等をつくって、情報提供をしているということです。あわせて、今後、実際の処理が始まっていったら、そこはしっかりとモニタリングデータを公表していくという予定となっております。

○和田課長 続きまして、残りの資料2のシリーズで、資料2-2と2-4が残っておりますので、資料2-2のほうからご説明させていただきます。

資料2-2のほうは、いわゆる汚染廃棄物処理の関係での技術的知見の関連でございまして、早速、スライド番号の3ページ目をお開きいただきまして、これまで災害廃棄物安全評価検討会ということで、平成23年5月から16回にわたりまして開催している会議がございまして、委員の先生方につきましても、本日ご出席の先生方にもご参画いただいているところでございます。

4ページ目のところでございますように、回ごとに、技術的な特に知見、課題のところに特化したようなトピックス別に検討を重ねてきたところでございます。

5ページ目に参りますと、特に第11回目になりますと、廃棄物処理に関するガイドラインということで、バージョン1になりますけれども、ガイドラインの取りまとめ作業をお願いさせていただいたところでございます。あわせて、16回目では、このガイドラインにつきましてのリバイズということで、バージョン2の内容に改訂させていただいたところでございます。

内容としては、ご紹介させていただきます6ページ目のところでございますけれども、災害廃棄物関係ガイドラインということで、第1部から第5部までということで、基本方針から個別の特定廃棄物の処理基準等に至るまで、各チャプター別に分けて、ガイドラインとしてお示しする内容を策定したところでございます。

7ページのほうに参りまして、この内容について、平成23年12月に第1版ができた後、こちらのほうで、平成25年になりますけれども、第2版ということで、平成25年3月に、

新たに第5部の部分の改訂と、それから第6部の特定廃棄物ガイドラインを加えまして、今、現時点の最新のガイドラインになっているところでございます。

あわせて、8ページ目のところは、特定一般廃棄物と、それから特定産業廃棄物の関係の要件見直しという関係でございまして、対象地域要件として外すべきもの、それから、施設の関係での要件から外すべきもの等といった点について、ご議論をいただいたところでございます。その16回の議論の後、9ページ以降になりますけれども、10ページになりますけれども、放射性物質汚染廃棄物に関する安全対策委員会ということで、平成25年3月までの議論、これまでの議論を踏まえまして、新たに検討委員会を発足させた形になってございます。田中先生に座長をお願いいたしまして、新たに議論を行いまして、これまで2回を開催させていただいているところでございます。

おめくりいただきまして、スライド番号11になりますけれども、これまで2回のうち特に1回目については、これまでの指定廃棄物を含みますさまざまな廃棄物の処理の現状等について、情報を共有した上で、ご議論をいただいたところでございます。第2回目については、特に一つのトピックスとして、(3)にございますけれども、焼却処理施設における排ガス中の放射性物質の挙動についてというところで、特に最新の知見についてご議論、意見交換等をいただいたところでございます。

次は、資料2-4でございます。こちらのほうは、いわゆる汚染廃棄物処理の関係での国際連携協力の関係で、簡単にご紹介をさせていただきたいと思っております。

その関係では、いわゆる国際原子力機関（IAEA）の国際ミッションによります評価・助言というところでございますけれども、これまで平成23年10月、それから平成25年10月、それぞれにミッション、それからミッションフォローアップによる現地への調査を受けました。平成23年のミッションにおきましては、そこにもございますように、調査報告としましては、結論的には、「既存の国際的な方法論と完全に整合性がとれている」というご評価をいただいておりますとともに、平成25年のフォローアップミッションにおきましても、ご評価として、日本は十分な進歩を達成しているといった観点と、あわせまして、利害関係者とのコミュニケーション、それから森林除染、仮置き場、中間貯蔵の関係を含めまして、さらには減容化に有効な焼却の実施等について、重要な進展があったというところで、しっかりとしたご評価をいただいているところでございます。

以上でございます。

○浅野座長 それでは、今、議題の二つについてのご説明をいただきました。一応、念の

ために確認をさせていただきますが、カメラ撮りはここまでということにさせていただきます。

では、まず議題1についての討議に入りたいと思いますので、事務局から議題1、中間貯蔵施設の現状についてということになされました説明について、ご意見やご質問がありましたら、どうぞお出してください。

田中委員、どうぞ。

○田中委員 中間貯蔵施設の現状について、詳しく説明をいただきました。また、現場の視察もさせていただきましたので、着々と整備がスタートして、準備がされているという感じは受けました。

資料1のところの8ページに、膨大な土壌、中間貯蔵の対象の廃棄物の量が示されております。2,200万 m^3 と。しかしながら、多くの量があるために、比較的濃度の低い8,000Bq/kg以下のものが約半分あるということです。これを中間貯蔵する、そして、その後30年以内に県外に持って行って処分すると、こういう全体のスキームの中では、今、廃棄物処理では、ライフサイクルアプローチですね、中間貯蔵のみならず、その後のことも考えた中間貯蔵が重要ではないかと思えます。

そういう意味で、10ページ目、受け入れて、分別して、そして処分する場所が変わるわけです。特に土壌の部分は、8,000Bq/kg以下のものと、それと8,000Bq/kgを超えるもので10万Bq/kg以下のもの、それから10万Bq/kgを超えるものがある。こういうふうには、濃度に応じた貯蔵が大事かと思えます。期待ですけれども、将来、30年以内に、再生資源化という道と、それから、廃棄物として管理型の処分場に持っていけるものと、それから遮蔽を十分した遮断型の貯蔵、処分場というようなところに持っていくという、30年のうちの姿を描くと、量をできるだけ少なくして、再生利用の道を模索してということが大事かと思っています。

11ページには、8,000Bq/kgを超えるものの処分場のことは、左側に載っていますけれども、8,000Bq/kg以下のものは、どういようになるのかというのが、ちょっと説明いただければと思います。

ということで、3Rの対策とライフサイクルアプローチという観点を、中間貯蔵、復興においても十分配慮した計画をつくっていただきたいと思えます。

○浅野座長 ありがとうございます。

前半はご注意ということだと存じます。ご質問にわたる部分について、事務局からご説

明がありますか。

○永島参事官 田中委員、どうもありがとうございました。

再生利用については非常に重要だと思っております、これから貯蔵施設を整備していくに当たっては、それを見越して計画を立てていくことが非常に重要だと思っております。

ご質問のありました8,000Bq/kg以下の貯蔵施設でございますけれども、基本的には、11ページの左側の土壌施設のイメージと同じようなものなのですけれども、8,000Bq/kg以下につきましては、水への溶出のおそれがないということが確認されておりますので、遮水構造を持たない形の施設ということで、検討会でご議論いただいた結果として、施設のイメージを取りまとめているところでございます。

○浅野座長 よろしゅうございましょうか。

それでは、酒井委員、お願いします。

○酒井委員 どうもありがとうございます。

既にパイロット輸送を開始されて、そして当面5万m³に向けて保管を始めるということでございますけれども、29ページのところで、実際に保管されたところの空間線量率が、保管前と比較して大きな変化がなかった、この点は、実際、受入側で十分な対策を講じながら実施ということの効果ということで、非常に結構なことだと思います。

加えて、ぜひ、今後、この移動をしていった結果、逆に排出された側といいますか、そもそも保管をしていた場所で、これまでの保管がなくなったところでの線量変化の動きを十分に把握していくことでもって、この中間貯蔵の総合的な効果という意味でのデータが蓄積されていくことを希望したいと思います。中間貯蔵の安全対策検討会の際にも、この効果について、一定のシミュレーションをやっていただいて、少なくとも4割程度以上の線量低減が期待できるという見通しを立てながら検討を進めさせていただいた経緯がございますので、ぜひ、このパイロット輸送が十分進捗していった地域から、こういう解析をしていただければと思います。

その点は、最後にご説明いただいた国際社会との連携・協力、こういう中でも、データに基づいた、いい議論をしていただけるのではないかとというふうに期待できる点ですので、その辺も含めてよろしくお願ひしたいと思います。

○浅野座長 ありがとうございました。

では、坂本委員、どうぞ。

○坂本委員 土壌が一番、最終的には多くなると思うのですが、そうすると、その場合に、

幾つか技術的に再利用できるようにするために、分級とか、いろんなことが考えられているというのは18ページに書いてございますが、このところの理屈の部分について少し確認をしたいのですけれども。まず、これは、資料2-2の最後のところ、焼却の安全性に関する技術的検討のところと少し関連するところがございまして、要するにバグフィルターで非常に小さい粒子が捕集できるということと、それから、粒径が小さいほうに、いわば放射性物質が非常にくっついていくということですから、これは二つ理由があるのかなと思うのですけれども、粘土質のものが小粒径のほうに多いということと、それから小さい粒径になればなるほど、表面積が大きいからそこにくっついているものは多いのだと。そういう形で理解をしていいのかどうか。そして、その場合に、粒径別にどの程度の放射性物質が、付着している分布が質量当たりどうなっているかによって、ある程度、どのくらいの粒径のところから別のものに使えるとか、そういった推定もできるのではないかと思うので、その辺についての情報はどのようなのでしょうか。

○浅野座長 この点は、どなたがお答えいただけますでしょうか。情報があるかということですが。

○小野チーム長代理 前段の細かい粒径のものについているというのは、おっしゃるとおりだと思います。

データについては、どのような粒径のものにどのぐらいのセシウムがついているかというものは、結構、いろんな研究・調査がございまして。ちょっと今、手元にデータは個別にございませぬけれども、そういったデータは十分持つておるということでありまして、どういような分級操作を行うことによって、どの程度の濃いものと薄いものに分けられるかという知見は、かなり蓄積していると。ただ、今後もやはり技術開発をやって、より効率よく分級できるような開発を進めていくという必要性については、今後もあると考えております。

○坂本委員 その場合に、先ほど申し上げた粒径分布の情報があることによって、どの程度の量が再利用できるような方向になりそうかという、見当がかなりつくわけですね。それによって、相当、この部分の一番土壌の多い部分がどうできるかというところがわかりますので、その情報は非常に重要だと思いますので、できるだけ早く、その部分の情報をとって、やっていただくということが望ましいというふうに思います。

ありがとうございました。

○浅野座長 ありがとうございました。ご注意ということで承っておきます。

中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 1件は質問で、もう1件はコメントです。

質問のほうは、先ほどの酒井委員のお話にも少し絡むのかもしれませんが、この中間貯蔵施設に持っていくというのは、段階的に変化していくわけですね。施設ができていくということで。そうすると、その段階ごとに、周辺の環境汚染の状況はどうだったとか、そういうところの管理が必要になってくるだろうと思うのですね。多分、最終形を見て、こういうふうやって、こうやれば、環境の問題はすっかり片づくと、うまくいくということでやられているのだと思いますけども。これはオンゴーイングで徐々に徐々に変わっていく、状態が変わっていくことになりますので、そこら辺のところを注意していく必要があるのかなと。そういう意味で、そこら辺のところはどのぐらい細かく見ておられるのかなというお話と、もう一つ気になるのは、やっぱり大気に飛散するということがありますけど、一番問題になるのは水系統だと思うのですね。排水がどうなっているのかと。これだけ広い土地ですから、全体の排水系統をどうして、どこでどういうふう処理するか。今、もう現在動いているのはストックヤードですか、保管場で、あそこにためて置いておく。あそこに今、ある期間はとどまるわけですね。そうすると、その後、ちゃんとどうするかという話も、先ほどの酒井委員の話には、動かしてきたところという、外から持ってきたものですから、あの中でもそういうことが起こり得ると思いますので、そこら辺のところをどこまで見ておられるのかというのが一つです。

それから、もう一つは、これはもう十分わかっておいでのことだと思うのですが、17ページのところで、8つのステップが書かれていますけども、多分、このステップの後ろのほうの部分ですね、ステップの8だとか、7だとか、6だとかというところは、かなり物理的に時間が決まってくる話なのです。どのぐらいの時間がかかるか。そうすると、後ろから30年後というのを考えていくと、大まかに言うと、ステップ5までは、いつまでに終わらなければいけないかというのが出てくるのだと思うのですね。そういうところを少ししっかり、なかなか最初は書けないと思うのですが、ここで最初の5年間は書かれています。その後もしっかりスケジュール感を持ってやっていただかないと、前から順番にやっていくと、多分期限までに終わらなくて、これはどうしても最後に切られます。後ろからしっかりつくっておいて、それを目標にスケジュールを組んでいただければというふうに思います。

○浅野座長 ありがとうございます。

それでは、ご質問については、永島参事官からお答えいただきます。

○永島参事官 まず、最終形を見越して、いろいろな対策をとっているということですが、それに対して、オンゴーイングで進めていく部分についてどれだけ見ているのかというご質問でございました。そこは正直申しまして、現時点では、最終形をベースにして考えております。現在行っているパイロット輸送は小規模のものですが、これから実際に段階的に施設整備を進めていくに当たっては、その最終形というものをアレンジして、その段階に応じて考えていく必要があると思っております。

それから、排水処理についてでございますけれども、これは検討会でもご議論いただきましたが、排水が出てくる施設、すなわち8,000Bq/kg以上の土壌貯蔵施設に加え、8,000Bq/kg以下のものについても、搬入段階においては排水処理施設を設けて、しっかりと対策をとっていくということを検討いただきましたので、これを実地に進めていく中で具体化していくことが必要だと考えております。

○浅野座長 ありがとうございます。

ちゃんと考えておかなきゃいけないので、何かその場その場で次々に出てくる問題に対する対応という形になったら、まずいというご指摘ですね。しかし、当然に、対応すべき問題というのは次々変わってくるわけですから、多くの方々の関心事に的確に答えるということが必要なのだけれど、やっぱり全体のストーリーをきちっと考えておかないと、後のほうになって手詰まり状態が起こるのではないかというご指摘だと思いますから、この点は十分内部的にも検討を始めていただければと思います。

○中杉委員 実務に絡んで、今のお答えに絡んで、水を使う施設については、ちゃんとしていますよというお話はいいのですが、これはそのとおりでと思うのですが、実際に雨水なんか流れていく、そういうものが、そこに雨水のほうが入らないようにという、措置を取るのだらうと思うのですが、それがどう流れていって、どう出ていくかというところも頭の中に入れておく必要があると思うのですよね。そういう意味で、一応はちゃんと保管をしていますけど、動いていく途中では、その辺が必ずしも十分じゃない場合があるので、そこら辺も目を配っていただければということで申し上げました。

○浅野座長 わかりました。ありがとうございます。

新美委員、どうぞ。

○新美委員 どうもありがとうございます。

私は、用地確保について何点か、質問をさせていただきます。

まず、買い取り・地上権設定のいずれかによって用地確保を進めるということなのですが、中間貯蔵施設の建設に当たっては、かなり大規模な改変がなされると思います。そうしますと、各ロット（つまり各筆）の境界を消去して、一つの大きな区画の用地にすることになると思います。ちょうど都市開発とか区画整理事業と同じようになるかと思います。そのような場合に、地上権を設定するということが対応できるのか、非常に疑問です。というのは、地上権というのは、目的物の使用収益でありますので、目的物をなくすことまではできません。各ロットの境界を消去し、大きな区画にするというのは、少なくとも土地に関しては目的物を消滅させることになるというのが法律的な考え方です。したがって、地上権で目的物をなくすというのは、法律的には不可能です。区画整理事業などでも、所有権があるからこそ区画整理事業で処理ができるということで、地上権者には、あくまでも所有者の上に乗った権利者としてしか対応しないはずで、ですから、地上権を設定して、国は地上権者であるからといって、整理事業ができる、造成ができる考えるのは、法律の論理的には難しいというふうに思います。法律論を詰めておかれたほうがいいのではないかと思います。

それから、もう一つは、地上権設定というのは、恐らくは終わった暁には返却することだと思うのですが、どうやって返却するのでしょうか。換地処分の場合には、換地照応の原則というものがあって、もとの土地とできるだけ近いものを返しますよということをやりますが、そもそも換地のように、よりよい区画をつくろうという目的のもとでやる場合には、それなりのことができるわけですが、今回は全然違った目的でやるわけですので、どうやって返却するのか。換地照応の原則と同じようなことができるのか、非常に疑問に思います。

その意味では、返却するということが不可欠かもしれませんが、法律論的には相当に難しいことをやろうとしているということをもっと押さえておいてほしいのですが、この点どう考えていらっしゃるのかということ伺いたいです。それが第1点。

それから、第2点ですけれども、連絡先が把握できていない地権者がいるということですが、法律上しばしば直面する問題で、権利者不明ということで、大きな困難にぶつかるわけですが、何千人もいる、千数百人もいるような場合に、権利者を突き詰めるというのは、5年あるいは10年かかると思われま。また、探し当てるまでに、相続が起きる等、いろんなことが起きます。さらには、最後まで権利者が確定できないということもあり得ます。そのときにはどうやって対処されるつもりなのかというのが第2点です。

第3点ですが、対象土地というのは東電によって賠償がなされている土地だというふう
に理解してよろしいと思いますけども、その場合に、東電は国会で賠償者代位は行使しま
せんと言ったのですけども、個々の土地について、代位しないということが確認できてい
るかどうか。一般的にではなく、この土地について賠償者代位はしませんということがは
っきりしていないと、本当に用地買収できるかどうかというのは大きな問題だと思います。
権利者は誰かということを確認しなければいけません。仮に賠償者代位をしませんとい
うことを言っていないとするならば、東電の国以外の債権者は、債権者代位権で賠償者代位
権を行使するという事も想定されます。したがって、個々のロットについて、本当に賠
償者代位をしませんということを確認できない限りは、賠償措置というのは講じられない
んじゃないかと思います。その辺のことをしっかりやらないとまずいだろうと思います。
法律論的には、そう簡単にとんとんと進む話ではないような印象を受けたのですが、その
辺の時間的な読みはどうなっているのでしょうか。

以上でございます。

○浅野座長 では、この点について事務局からお答えください。

○永島参事官 非常に難しい点をご提示いただきました。

まず、地上権の関係でございますけれども、こちらについては、先祖伝来、受け継いで
きた土地を失いたくないということで、国として、そういう選択肢を設けさせていただ
いた経緯がございます。原状回復をその場合にはしてほしいということに当然なっていくわ
けでございます。今現在でも、どういうふうに原状回復してくれるのかという話も地権
者との間ではございますので、今、先生からご指摘いただいた法律論的な難しさというも
のも改めて検討した上で、どのようなことができるのかを考えていきたいと思えます。

それから、連絡先が把握できていない地権者についても、これは非常に辿っていくのは
難しいということは認識しております。できる限りのことをしていきたいと思ってお
りますけれども、結果的にわからないという場合もあり得ると思っております。この場合
には、不在者管理人制度などを活用していくことを今念頭に置いているところでござい
ます。

それから、個々の土地について、代位をしないという確認がとれているのかという点で
ございますが、この点については、東京電力との間で、個別の土地について、そのよう
な確認は今現在しておりませんので、この点も非常に重要な点だと思いましたので、早速、
関係者の間で話をしていく必要があると認識しました。

○新美委員 不在者の財産管理人を使うというのですが、権限が明確に与えられていない

人は、現状維持の権限しかないはずですが、処分権限まであるということでしょうか。その辺りを確認していただくとよろしいかと存じます。不在者の管財人を使ってやるというのは、可能なかどうかを検討しておいてください。

○浅野座長 それも検討課題ということで、検討しておいてください。

森委員、どうぞ。

○森委員 ありがとうございます。

2ページの法律上の位置づけと、それから最後の33ページの今後の課題に関して、特に、その中間貯蔵施設の整備に関してでございますけれども、質問と、それからお願いをしたいと思います。

最初に質問でございますけれども、これから中間貯蔵施設をつくっていくに当たって、これは30年間の保管施設ということですから、相当の長期に亘って安全性が担保されていかなければならないと。こういうふうに考えますと、それをつくるに当たって、どのような技術基準で物をつくっていくのか。それから、それをつくるに当たって、どのようなカルチャーでクオリティを維持していくのか。そういうような、あるいは、そのための検査をどういうふうにしていくのかとかですね、そういう辺りの安全カルチャーも含めてなんですけれども、どういうようなことでこれから準備をされようとしているのかという辺りについて、処理基準があるようにも見えるんですけれども、中間貯蔵の特別なそういう基準をどういうふうに整備されていくのかについて、教えていただきたいと思えます。

それから、もう一つはお願いでございますけれども、中間貯蔵施設は、福島県内の約3,000万 m^3 ぐらいの非常に多くの土壌を運び込んで、30年以内にまた何らかの処理をして、福島県外へ搬出するというところでございますので、これはまだ、そういう事業自体は、これまで世界でも行われたことのない非常に大きな事業だというふうに思っております。そういうことから言うと、まさにナショナルプロジェクトで行っていく仕事ではないかと、こういうふうに思います。そういうことになりますと、まず地元の方々の理解と協力が不可欠であって、そういうように環境省さんのほうも努力されていると思えますけれども、その上に立って、環境省、それからJESCOもその一員になるかもわかりませんが、それから実際に事業をやられるゼネコンの方々も含めて、一体となったプロジェクトを行っていく体系をつくっていくということが必要なんじゃないかと思えます。

私も、若いころ、別のナショナルプロジェクトに関わっていたこともございますし、そ

の他のナショナルプロジェクトを見た経験もあるのですけれども、ナショナルプロジェクトが非常にうまくいくというのは、非常に魅力的な技術リーダーと、それから、それを、全体を経営として見るしっかりした経営者がいたということで、うまくいったのは、そういうプロジェクトがナショナルプロジェクトでうまくいったのを見たり、聞いたりしております。例えば新幹線についても初期の国鉄総裁、それから、その当時の島技師長ですかね、そういう方々が、非常に魅力的のある方々がやったことによって、今50年間無事故でいい成果を出しているというのが例として挙げられるわけですが、そういうようなところでナショナルプロジェクトのマネジメントの仕方というのが非常に重要になってくるんじゃないかと、こんなふうに思います。それで、その中の個々の人たちは、その誇りと責任を持って実施される。それと、もう一つ、やはりナショナルプロジェクトというのに従事するというので、技術者冥利というか、わくわくするわくわく感というのを、その事業に従事する人たちが実感できるということが、きっといい施設をつくっていくというふうに私は思いますので、ぜひそういうような形になるようお願いしたいと思います。

以上です。

○浅野座長 これは、お答えはとりあえず後で局長にさせていただいてはどうか、というような性格の発言ではなかったかと思えます。ありがとうございました。

崎田委員、どうぞ。

○崎田委員 ありがとうございます。今いろいろと地元の理解と協力、そういうようなお話がありましたけれども、やはり地元だけではなく、社会全体の理解と協力が大変重要だと私も思って、この資料を拝見いたしました。それで、特に22ページの用地確保については、本当に時間をかけて取り組んでいただかなければいけないことだと思いますが、既にご質問など出ていましたので、これ以外に3点ほど質問あるいはコメントを申し上げたいと思っています。

一つ目は、21ページの環境安全委員会なのですけれども、もう既に第1回目を開催されたということなのですが、今後、長い時間の中で、この環境安全委員会に参加された方がどういうふうな指摘をされるか、あるいは地元でどういうふうな報告をされるか、こういうことがとても信頼関係づくりには大事だと思っておりますので、じっくりとこの場の中で、できれば現場型でいろいろな取り組みを見ていただいたり、モニタリングしたりということも含め、じっくりとどういうふうなこの委員会を運営していくかというのを大

事に考えていただければありがたいと思っています。

2番目は、情報公開のところですが、31ページ、非常に丁寧にウェブサイト等をつくっていると。そして、31ページにウェブサイト、32ページにお問い合わせ窓口を一元化しているというお話があります。私、この32ページのお問い合わせ窓口に、多岐にわたる質問が来ると思います。中間貯蔵といっても、放射線のことから除染の話、輸送とか用地のこと、全部来てしまうと思いますので、こういうところがどういうふうな対応をするかで、問い合わせされる方のお気持ちが影響してくると思っております。しばらくは、ここのお問い合わせ窓口がきちんと機能しているか、きちんと対応しておられるか、どんな対応してどういう状況になっているかというのを、かなりきちんとチェックをするなり、評価をするなり位置づけていただいたほうがいいのではないかと考えています。

3番目、最後なのですが、最終処分に関しての30年間のロードマップというのが18ページあたりに出ていました。それで、それに関しての担当部署もつくったというお話が先ほどあったと思います。この辺、非常に時間がかかると思いますので、きちんと考えて、ロードマップをつくった上で情報発信していく、ここがとても大事だと思っています。1点だけ、私は今、高レベル放射性廃棄物の地層処分に関する見直し委員会や地域の対話活動などにもかかわっておりますが、そちらの委員会と並行して、今年度、適地の公表というか、科学的適地の公表のための委員会が開かれていて、地域が手を挙げる前段階で国が発表するという新たなシステムを入れております。それを説明するために全国の自治体で説明会というのを今やっているという状況で、今年、来年あたり非常にこれに関しては情報が増えてくると思います。そういうものとの放射線量の違い、システムの違い、そして、こちらの特徴とか、きちんと伝えないと、きっと社会の皆さん、混同されると思いますので、できるだけ丁寧な情報発信なり作戦を立てていただければありがたいと心から願っています。よろしくお願いいたします。

○浅野座長 これもお答えはよろしいでしょうか。環境安全委員会に関しては、PCB処理のケースがあつて、この場合にはかなりうまく機能しているということがありますから、十分その経験を踏まえるということは可能だと思います。よろしくお願いいたします。

大分予定より時間を費やしましたが、重要な議論でございましたので、丁寧にご議論いただきました。どうもありがとうございました。

では、次に、議題2、資料の2-1と2-2に関連する議論に移りたいと思います。どうぞまたご発言ご希望の方は名札をお立てください。

では、大迫委員、どうぞ。

○大迫委員 ありがとうございます。資料2-1のところで、処理状況という中で、福島県内の対策地域内の処理状況の進捗ということで、25ページですね、25ページに災害廃棄物のほうの進展についてご説明があります。その中で、80万t程度を見込んだ中において51万tを完了ということで、その次の記載のところに、可能な限り再生利用を行っていますというところの説明がございまして、この点に関する状況も少し説明いただきたいのですが、先ほど、もう一つの資料の災害廃棄物安全評価検討会の第11回、コンクリートくず等の再生利用の考え方ということで、例えばですが、3,000Bq/kg程度であれば、30cmの被覆があれば、公共利用、公共工事等に利用できるというような形の指針が出ていまして、この指針に基づいて、基本的にはこの再生利用を進めてきたという理解でよろしいかということをお聞きしたいと思います。

それから、そういった先例を重ねてくると、そこにおける、例えばモニタリング等を行っていく中で、安全に再生利用が行われているというようなこともいろいろと公表し、理解を得ていけば、今後の除去土壌等の再生利用等にもつながるというふうにも思いますので、ぜひこのあたりを丁寧に説明していくべきと思っていますので、その点よろしく願いいたします。

以上です。

○浅野座長 それでは、そういう理解でよろしいかという、その点について事務局いかがですか。

どうぞ。

○関谷所長 福島県内の災害廃棄物の再生利用ということでございます。この資料の中では特に触れてはおりませんでしたけれども、仮置き場に搬入をしました廃棄物、できる限り分別をしております、その中の例えばコンクリートのようなものについては、現在、すぐ近くで例えば堤防等の復興関係の工事をやっているというケースも出ておりますが、そういったところで、実際、再利用をしているケースがもう既に出てきております。その際に、ご指摘のあった3,000Bq/kg、30cm覆土というようなところに則っているかというご質問についてでございますが、これは公共事業発注側のほうの受け入れといいますか、利用の考え方ということですので、現在ちょっと資料が手元にございませんけれども、福島県のほうでは、工事について一定の考え方をお定めになって利用しているというふうに承知をさせていただきます。

また、こういった実例につきまして、できる限り公表していくべきではないかということについては全く同感でございますので、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○浅野座長 よろしいですか。ありがとうございました。

田中委員、どうぞ。

○田中委員 ありがとうございます。特定一廃・特定産廃についてちょっと確認したいと思います。

前回にわかりにくいということで質問させていただいて、わかりやすい資料をつくっていただきまして、ありがとうございます。放射能のレベルが高いものを調査して報告する義務があるということで、37ページにありますように、年々この数は減ってきております。その次の37,38ページを見ますと、158が平成26年の報告施設数になっていますが、そのうちの103は800Bq/kg以下であるということで、実際は報告義務がない施設だと思います。したがって、実績のデータが報告されているので、明らかに今後も減少する、そして、800Bq/kg以下であるということが見通せるものは、どんどんその対象の施設から見直してはどうか。40ページにございますけども、一度見直して、少し少なくなっていますけども、もっと合理的に戦略的に対象範囲を検討されたらどうかというのが私の提案です。

以上です。

○浅野座長 事務局から、どうぞ。

○山本課長 その点ご指摘のとおりと考えております。その後、状況をしっかり、データもフォローしておりますので、そういうものを踏まえて、きちんと安全対策検討会のほうでもご審議いただきながら、そこはできるだけ合理的なものとして見直していきたいというふうに思っております。

○浅野座長 ありがとうございました。

では、中杉委員、どうぞ。

○中杉委員 1点質問なのですが、これは指定廃棄物と特定一廃・特定産廃について、処理基準と維持管理基準というのをそれぞれ検討されている、こういうことにしましょうということなのですが、実際にはもう一つ、処分場の閉鎖の基準というのが多分重要だと思うのですね。指定廃棄物の場合には8,000Bq/kgを超えてしまっているんで、特別に何か考えなきゃいけないのだろうなというふうに思います。それから、特定一廃と特定産廃については、普通のところでも処分できるので、これについてはもうそのままにするのか、入

念的にということであれば何か考えるのかということが必要ではないかと。多分、指定廃棄物の処分地がなかなか決まらないというところも、最後を見通せないと、どういう姿になるのかというのを見通せないと、それはやはり心配になる、現実の問題だけじゃなくて、将来的にどうなるのかというのを見通せないということも心配の種になるのだらうと思いますので、検討していく必要があるのではないかと。そこら辺のところの検討状況はどうかを教えてくださいと思います。

○山本課長 ありがとうございます。非常にそこは重要なポイントでありまして、指定廃棄物がそうですし、今ご指摘があった特定一廃・特定産廃でも維持管理基準として測定義務が係っておりますから、いつまでどう測定すればいいのかとか、閉鎖するときどうすればいいのかというのが、後ほどのアンケートの中でも自治体からもご意見としていただいております。そこは重要な課題と考えておりますので、先ほど申し上げたようにデータをしっかり集めて、どういった形で整理をしていくのが合理的かというところは、しっかり先生方のご意見を聞きながら今後検討していきたいと思っております。

○浅野座長 森委員、どうぞ。

○森委員 ありがとうございます。指定廃棄物の指定状況ということで、7ページにその数量等がございまして、それから、30ページにバグフィルターの排ガスの処理に関する測定事例ということで、これは指定廃棄物等を焼却したことに伴う排ガスの中におけるバグフィルターでございしますが、多分、飛灰だと思うのですけれども、その濃度等が出ているわけでございますけれども、今、その量はある程度わかるのですが、放射性物質濃度がどういうふうになってきているのか。かつ、特に指定廃棄物の指定時期から現在までに時間的变化があれば、当然その半減期によって減少していくとか、そういうことで、全体の今、指定廃棄物等における放射性物質量がどういうふうに、濃度に関してなんですけれども、どういうふうになっているのかですね。そのあたりが少し理解できないものですから、今、現状どうなっているのか。それから、それを処理することによって最終的に、じゃあどういう形の濃度のものがどれだけ出てくるのかとか、そういうあたりについて少し教えてくださいと思います。住民の方々もそのあたりはよくおわかりになっていない可能性があるんじゃないかと、こんなふうに思うのですけれども、よろしくをお願いします。

○浅野座長 事務局、お願いいたします。

○山本課長 おっしゃるとおり、指定廃棄物は指定の時点で8,000Bq/kgを超えているということで指定をされているわけですが、時間の経過とともに確実にそれは濃度が下がって

きているということでもあります。特に今、本日ご用意している資料の中にはそれを説明する材料というのがあまりないのですけども。特に5県などで長期管理施設を設置することに際しても、当時指定されたときから今保管されているものはそれぞれもう下がって、どうなっているのかという問いかけがあつて。あるいは比較的汚染度が低いところ、8,000Bq/kgに近いようなところでは、もう既に8,000Bq/kgを下回っているものも結構ありますし、これから先少し見通せば8,000Bq/kgを下回るようなものもあると。そこは大分、県によって事情が違うわけですけども、そういった状況をしっかり整理して、それでもって県としてどうしていくのかというようなことが、しっかりとこれからやっていかなきゃいけないということでもあります。ちょっとそのあたりの状況を、本日は材料としてはご用意できておりませんので、また少しそのあたりは情報を少し整理して。

○鎌形部長 ちょっと補足いたしますけども、やっぱり住民の方々とか、あるいは国会等でもどうなっているんだというご質問はございます。そういう意味で、まず物理的には、指定のときの濃度というのがわかっていますので、それはもう計算すれば出てくるのですけども。ただ、実際の処理の過程で、焼却して、また濃度が高くなるという部分があります。そういうものを誤解のないように示していくにはどうしたらいいかということ、ここについてはちょっと私ども今検討しているところでございますので、またしっかり整理できればご説明に供していきたいと思えます。

○浅野座長 では以後の会合で、よろしく申し上げます。

では、岡田委員、どうぞ。

○岡田委員 今の質問と若干似ている部分になると思うのですが、減容化事業を幾つかされて、それぞれそれなりに予定どおり成果が上がったということで、これはこれでいいのですが、そうすると、これを進めていくと将来どうなって、どのくらいの期間でできて、こういう汚泥だったら乾燥するのがいいとか、この場合だったら焼却するのがいいとか、いろんなパターン出てきますよね、その辺をきちっと整理して、やはり将来、国際的にも残していくとか、知見として残していくようなことをぜひ整理していただきたいというのが私のお願いです。そうすると説明責任もできますし、よくわかりやすくなるだろうというふうに思えます。

それと、違うようで似ていることかもしれませんが、すごく大変な指定廃棄物に関する各県のフォーラムなんかを23ページに書いたようにされています。やったのですが、その結果どうなったかというところも何らかの形でフィードバックしていただいて共通認識す

ると次のときの話がわかりやすい。非常に難しいだろうと想像はするのですが、やはりその辺があったほうが、今日の話、これをやりました、あれをやりましたという話はいっぱい出てくるのですが、で、どうなって、その次どうするかというのがちょっとわかりにくいところがありましたので、お願いしたいと思います。

○浅野座長 ご要望ということにしておいてあげましょうか。ちょっと後のほうのは、じゃあどうだと言われても、直ちにそう定量的に把握はできないと思うのですが、事務局は何かコメントができますか。

○山本課長 まず、1点目の点については、当初は本当に、まずどこかに処理施設をつくらせていただくというのが精いっぱい、全体を体系立ててというのがなかなか難しかったのですが、本日ご紹介したフクシマエコテックでの受け入れということも含めて、それぞれの処理が進んできたことによって全体像というのが大分近づいてきましたので、そこはしっかり整理をして、いろんな意味での知見というものを後に残すということも含めて、しっかりやらせていただきたいと思います。

フォーラムに関するご指摘については、今後どういった形で、その効果とか、どういう影響があるのかということについてはしっかりフォローアップしていきたいと思います。

○浅野座長 ありがとうございます。

大塚委員、どうぞ。

○大塚委員 質問としてお伺いしたいのですが、先ほど田中委員がお話しになったことと若干関係いたしますが、この38ページとかで、800Bq/kg以下は問題ないのですが、この横のほうで、6,400～8,000Bq/kgの施設がございます。これは煤塵が多いのでしょうかというのをまずお伺いしたいのと、40ページのところで、その煤塵に関してはこれから外していくかどうかを検討することになると思うのですが、その際には何を基準にして考えるかということが問題になると思います。多分、煤塵に関して今まで科学的知見が十分でなかったということだと思いますけれども、どの程度明らかになると外していいかということが問題になると思います。現在のところのご見解で結構ですので、お伺いします。

○浅野座長 それでは、今の2点について、事務局からお答えをどうぞ。

○山本課長 8,000Bq/kgに近いところというのは、基本的に煤塵だと考えていただいているかと思います。それで、特定一廃・特定産廃の制度をつくったときに、当初どこまで網をかけるかという議論をしたときに、一つ見ていたのは、やはり8,000Bq/kg以下であれば特別な管理をしなくても、被ばく防止という観点から大丈夫だという知見は安全評価の結

果としてあったわけですので、だから8,000Bq/kgに比較的近いところはきちんとカバーしようということで、8,000Bq/kgの8掛けの6,400Bq/kgというのを一つの判断材料にして、地図上に施設と測定結果の濃度をプロットして、それを眺めながらどの県に対して網をかけていくのかというのをご検討いただいて今の形になっている。ただ、一方で、煤塵が非常に溶出しやすいという特性もありましたので、最終処分場のところから出てくる溶出というところはかなり注意して見なければいけないという点がありましたので、その点も加味して網をかけるときには、かなり安全側、広めにとったということです。ですから、そのときのご検討いただいたベースをもとに、その後得られた知見あるいは処分場の中でも、国環研でもいろんなご検討していただいていると思いますけども、そういうような知見を使って、どういった形であれば問題なくなるかというところはしっかりと先生方のご意見を聞いてこれから整理をしていきたいと思っております。

○浅野座長 ありがとうございます。

坂本委員、どうぞ。

○坂本委員 先ほどのちょっと続きみたいになるのですけれども、資料2-1の30ページ、40ページあたりに、バグフィルター前後の放射性セシウム濃度、これを書いてありますけれども、これはやっぱり常に書く情報としては、どういう煤塵除去装置を使っているか、それから、測定した温度をきちんと書いておくようにする必要があるのではないか。それからもう一つ、ここに出てきたものが、例えばかなり放射能の高いものなんかもあるわけですが、これも先ほど申し上げた理由から言うと、粒径を分けてやれば非常に放射能の高いものが小さい粒径のほうに行っているから、最終的に処理するものを減らせる可能性があるかもしれないという。それからもう一つ、さらに申し上げれば、先ほどの土壌の処理のときに熱をかけることによってセシウムクロライドを気化させ、そういったところへ粘土のナノパーティクルを吹き込むことによって、それに吸着させることによって放射性セシウムをある部分に集められる可能性もあると思うのですが、そういったことに関する技術開発もされているのかどうか。要は、最終的に処理しなければいけない土壌のところを減らすためにどうするかということで、ちょっとお聞きしたいと思います。

○浅野座長 では、この点についてお答えください。

○山本課長 今ご指摘いただいた30ページのところの表、確かにここに書いている情報では十分でなくて、集塵装置としては共通しているのがバグフィルターを使っているということですが、そのバグフィルターのところでいろいろ活性炭吹き込んだりとか、そうい

うような操作があったりしますから、そういう情報が欠けているというところがあります。実際にはありますのですが、そういうものが実際のいろんな評価をするときには必要かと思えます。

それから、あと温度なのですが、基本的にはバグフィルターに入るところで200℃以下に落とすということになっていますから、温度帯としては200℃に近いところでの温度が測定温度ということになりますが、それもそれぞれの測定のところでまた若干の違いがあるかと思えますので、そういうことは整理が必要かと思っております。

ただ、煤塵の粒径に関してなんですけども、これも研究レベルではいろいろやられているところはあるのですが、焼却場の場合は、バグフィルターでとった煤塵を、いろんな重金属の問題とかもありますので、大体キレート処理をして、もうそれは一体のものとして処理をするということですので、煤塵の粒径に関しての汚染度のところについてはまだ十分勉強ができてないということかと思えます。

それから、熱をかけてということで、いろいろそういう吸着の技術も含めてですが、除染の技術とあわせて、そういった廃棄物処理に関するさまざまな技術も、除染技術とか減容化の技術の実証という形で環境省として、公募の形で有識者の方々に選んでいただいてやっておりますので、その中でさまざまなタイプの技術というのはこれまで評価をされてきております。そういう中で有用なものを見つけながら、先ほど中間貯蔵のほうのご紹介でもありましたような調査研究も含めて、しっかりとした有用なものはうまく活用できるようにということで取り組んでいるという状況でございます。

○坂本委員 ちょっと今の説明で、バグフィルターの前で活性炭を吹き込んでいるのがかなりあるのですか。そうおっしゃったんですが。そうすると、やっぱりそれは明確に書いておかないといけないでしょうし、そういったところで、例えば先ほど申し上げた粘土のナノパーティクルなんかのほうの方がより効果的かもしれないですね。あとは費用対効果ということになると思いますが。

○浅野座長 どうも、ありがとうございました。

では、崎田委員、どうぞ。

○崎田委員 ありがとうございます。資料2-1の22ページ、23ページあたりですけれども、やはりこの五つの県の地域の方々が、この流れというか、選定に向けた流れに関して関心を持っていただくというのがスタートなわけですけれども、なかなか地域によって大変難しいと伺いました。そういう中で、23ページで、今、環境省と考えるフォーラムを開

催しているというお話がありました。また、1枚もので、資料2-3でいろいろなパンフレットをご用意いただいているというのもありました。こういうのを活用して、もう少し狭いところ、あるいは小さいところで地域の方と対話型の場をたくさん持っていくというようなことも少し時間をかけて必要な状況ではないかなと思います。質問として、今、福島駅近くの福島市内に環境省と福島県で除染情報プラザという、いわゆる広報拠点を運営していますけれども、こういうところの登録専門家とか、こういうところの学習会のつくり方とか、そういう知見の共有とか、そういうことをされておられるのか、その辺の様子を伺えればありがたいと思いました。

○浅野座長 それでは、これは関谷所長からお答えいただきます。

○関谷所長 今ご指摘があった情報プラザでは、登録専門家ということで、放射線あるいはさまざまな関連する知見をお持ちの方々に、市町村等のご要請に応じてさまざまなご助言ですとか、いろんな機会にご協力をいただいております。実際、福島県外まではその方々に直接プラザの活動として来ていただくことまではちょっとしておりませんが、そういった情報についてはしっかり活用していきたいというふうに思っております。

○浅野座長 鎌形部長、どうぞ。

○鎌形部長 ちょっと補足させてください。ここで、23ページに書いております、それぞれ栃木県と宮城県で一般県民向けのフォーラムという形でやらせていただいておりますけれども、指定廃棄物の有識者会議の先生にもお加わりいただいて、そういう立場からお話をいただくというようなこともやっておりますので、そういう意味で、我々行政だけが説明に入ってというのではなくて、こういう有識者のお力をお借りしてということを始めたいです。これは全体のご説明なのですが、いわゆる住民説明会というか、まさに地元の方たち、今までの住民説明会というのは、実は千葉ではもうすぐ始めるわけなのですが、そういう場面、当面、我々行政のほうでこういう考え方で、こういう整理をしていて、あるいはこういう選定の仕方をしたのだとご説明したいと思っておりますけれども、必要に応じて、そういった専門家のお力を借りるということも今後検討していきたいと思っております。

○浅野座長 ありがとうございます。

田中委員、どうぞ。

○田中委員 岡田委員からも、フォーラムをやっただけではというお話がありましたので、指定廃棄物の有識者会議のメンバーとして委員2人ないしは3人でそれぞれフォーラムに

出席しましたので補足説明をさせていただきます。基本的には、有識者会議では詳細調査の候補地の選定の方法・手法についてまず決めて、関係者の理解を得て最終決定しています。それに基づいて環境省が詳細調査候補地を選んでいったと、そういう手順についてご理解をいただくということと、それから、焼却施設あるいは埋立処分場の長期管理施設の安全性について、技術的側面を説明するという事に努力しました。それで、私が参加して感じた点は、この資料の9ページにあるように、処理の必要性、処分場の立地の必要性というところを十分わかってもらわないといけないなと思いました。9ページの下にあるような保管者から得られた声を共有する必要があると思いました。環境省もそういう地元の仮置き場のところにかかわっている人たちの声をビデオで収録して、それを紹介して、実はこのような問題を解決するためにこういうフォーラムを設けていることを分かってもらいたいと思いました。私もどういふ貢献が出来るか、どういふ言い方をすれば問題の解決になるのかなと毎回考えているのですが、なかなか反対の声のほうが大きくて、なかなか前に行かないような感じを受けますけども、こういうフォーラムも地道に数を重ねて誠意、あるいは熱意を理解してもらおうということしかないかなと、このように思いました。

○浅野座長 補足ありがとうございました。

ほかに何かご発言がございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

10ページに長期化する中での課題が出てきたというような写真があって、これを見ると、問題だなというふうに思うのですが、こういう状況が定量的にどのぐらい把握できているのでしょうか。ほとんどこんな状態だという印象を与えても困ると思うのですが、こんなものをお出しになる以上は、一体こういう状況がどのぐらいの割合で起こっているんだという情報ははっきり提供したほうが良いと思います。いかがですか。

○坂口統括官 関東地方環境事務所でございます。

こちらに出ている写真、二つとも実は関東地方内のものなのですが、関東地方事務所管内に保管場所が約200カ所以上ございます。この中で、これまでにこのように遮水シートがまくれた、それからテントが潰れたとか、こういった事例が合計で1桁件数内ぐらいございます。また、この遮水シートがまくれた部分については、この中に覆土が入っておりますので、これすなわち指定廃棄物が飛散するというわけではございませんけれども、しかも早急にこれも補修しておりますが、ただ、やはりこういったことが続けば、周りの方もご不安ですし、やはり保管が長期化するというのは問題であろうということで管

理は強化しております。

○浅野座長 わかりました。どうもありがとうございました。

それでは、議題1と議題2についてはこれでよろしゅうございましょうか。

それでは、大分会議が長く続きました。5分間休憩いたしまして、19時から再開いたします。

(休憩)

○浅野座長 それでは、19時になりましたので、再開をさせていただきます。

それでは、次に、議題3でございますけれども、自治体からアンケートへのお答えをいただきました。今日は、そのうちの中間貯蔵施設と汚染廃棄物に関する自治体からのお答えを整理していただいて、それにつきまして前回と同様に、事務局の考え方のメモがございます。これについてのご説明をいただきたいと思います。ただ、既にこれまでに議論をした内容とかなりダブリもありますので、重複する部分については適宜簡略に説明していただいくということをお願いしたいと思います。

それでは、まず、最初に中間貯蔵施設の部分についてご説明いただいて、それに対する我々のほうからの意見を述べさせていただくことにいたします。

では、よろしくお願ひいたします。

○永島参事官 資料3-1をご覧ください。まず、法律上の位置づけ・整理ということでございますが、中間貯蔵施設及び最終処分場の定義を法律に規定していただきたいという点については、改正JESCO法等で定義がされたということでございます。

次のページでございますが、中間貯蔵施設への輸送等の実施主体という部分でございます。これは法律上、実施主体が明確でないというご意見と、それからもう一つ、自治体ではなくて、国にやってもらいたいと、そういう二つの趣旨がこの2ページ、3ページのご意見の中に入っているというふうに取り取れます。この点については、3ページの環境省の考え方の部分でございますけれども、除染実施区域から生じた除去土壌の収集・運搬・保管及び処分については、地域に精通した市町村等が行うこと。他方、中間貯蔵施設の整備・管理運営や、貯蔵後の最終処分、積込場から施設への輸送等については、特措法などに基づいて国が責任を持って行うということでございまして、適切に役割分担をしてやっていくこととしております。特措法の中に既に代行規定というようなものもございますので、それを活用して、整理をして、運用していく考えでございます。

それから、4ページでございますが、特措法外の土壌等の扱いにつきましては、先ほど

ご説明いたしました。2月8日に方針を出させていただきました。ただ、実際に出ている意見といたしましては、特措法施行前の線量低減化措置に係る事業で出たもの、それから、ため池等で出たもの、市町村判断により実施した除染で発生した土壌等についても中間貯蔵に入れていただきたいということでございますので、この2月8日の方針を具体化する形で、これらについても方針を具体的に示していきたいというふうに思っております。

次に、5ページでございますが、現場発生品といたしまして、仮置き場で使用している資機材やシート等については、中間貯蔵施設へ搬出できるように措置を望みたいということでございまして、これらについては、基本的には放射性物質による汚染がなされていないものでございますので、まずは再利用等を推進することが重要だと考えており、そのために国としても再利用の方法等を市町村と共有することなどにより進めていきたいと思っております。ただし、放射性物質による汚染が高いなどの理由によって再利用ができない、あるいは困難なものについては、状況を把握した上で施設に搬入することを検討していきたいと思っております。

6ページでございます。早期搬出・スケジュールの公表ということでございまして、この部分が一番自治体からの意見が多かった部分でございます。仮置き場等からの搬出について早期に実施してほしい、あるいはパイロット輸送・本格輸送の搬出スケジュール等を早期に公表してほしい、中間貯蔵施設に係る工程を示してほしいというご意見でございます。これらは、非常に切実な問題だというふうに認識しておりますけれども、この早期搬出、それからスケジュールの公表に当たっては、まずは中間貯蔵施設用地の確保が前提となりますので、この確保に向けて地権者の方々に対して丁寧に説明をして、理解を得られるよう全力を尽くしていくことがまずは基本になると思っております。その上で、この中間貯蔵施設に係る状況がどうなっているのか、例えばパイロット輸送がどうなっているのか、それから、地権者説明の状況がどうなっているのか、こういった部分については、しっかりとまとめて、早期の搬出を望まれている自治体の方々にも状況を説明していくことが重要だと思っております。

それから、7ページでございます。用地の確保に関係することとして、収用法的な効力を持つ内容とした法の改正をお願いしたい、あるいは関係地権者に寄り添った交渉を進めることというご意見がございまして、この寄り添った交渉については非常に大事だと思っております。環境大臣みずから用地担当職員に訓示をいただくなど、環境省挙げて丁寧な説明を心がけているところでございまして、4月には用地担当職員を増員し、更なる増員

も考えているところでございます。まずは、こういった丁寧な説明を進めていくということが重要だと思っております。

それから、8ページでございますが、輸送に関して、町民の一時帰宅に支障のないように配慮していただきたいとの点については、お彼岸の時期を避けるですとか、安全教育をする、注意喚起の看板を設置する等の取組を行っているところでございます。

9ページの道路補修等に関するご要望については、輸送量が少ないパイロット輸送の段階では直接的には必要ないと思っておりますが、今後、本格的な輸送に向けては、車両台数ですとか、復興に向けた状況なども踏まえて、災害復旧や復興事業との関係なども含めて、関係機関と相談しながら、道路補修等については考えていく必要があると思っております。

それから、10ページの輸送の順番でございます。今、9市町村分について取組を進めているところでございますが、自治体の方々からは、現地保管している市町村を優先的に中間貯蔵施設に搬入することはしないでほしい、あるいは、除染が終了した自治体の除去土壌等を優先的に搬出してほしいなどの、それぞれの自治体の状況に応じたご意見をいただいております。これらにつきましては、搬出する積込場からの距離や積雪等の気候条件等も考えながら、福島県や関係市町村等と調整をしながら順次決めていきたいと思っております。ちなみに、パイロット輸送で学校からの搬出を求めておられる自治体もいらっしゃいまして、これらについては、夏休みに授業等に影響しない形で搬出する必要があることから、学校からの搬出については夏休みを行うことを昨日発表させていただいたところでございます。

それから、仮置き場・積込場に関しては、先ほどのご意見とも重なりますけれど、スケジュールが見通せないということで、国において最大限支援をしていただきたいということでございまして、中間貯蔵に係る地権者説明の状況などをしっかりと説明するとともに、積込場確保に係る財政措置等についても必要な手当てをしていくことを考えております。

県外最終処分の工程について示してほしいという点については、先ほどご説明させていただいたとおりでございます。

情報提供・モニタリングなどにつきましても、先ほどご説明したような取組を通じて、あるいは環境安全委員会などの場を通じて、しっかりと地元と情報を共有できるようにしていきたいと考えているところです。

以上でございます。

○浅野座長 それでは、ただいま資料3-1について事務局からご説明ございましたが、ご意見がございましたらお出しくださいませでしょうか。いかがでございましょうか。

新美委員、どうぞ。

○新美委員 ありがとうございます。やっぱり用地確保のところに関連しますけども、地権者との間で丁寧な説明をしていくというのは、それはごもつともで賛成なのですが、問題は、地権者が権利を処分することについて何らかの防止策を図っていらっしゃるかどうかということです。場合によっては権利が転々と流通していつてしまうことがある。そのときには、せっかく説明したものが無駄になってしまいます。その辺の対応策は何かとってらっしゃるのでしょうか。

○浅野座長 この点はいかがですか。

○永島参事官 処分の防止策ということで、直接的に何か措置を講じているということではございませんけれども、中間貯蔵施設については、福島県、あるいは日本全体の復興にとって非常に重要な施設だということを、これまで国として説明してまいりまして、地元でも施設の必要性についてはかなり理解をいただいているというふうに認識しております。ただ、個別の地権者の方々の中にはいろんな方がいらっしゃると思いますので、処分の防止策という点についても、今のご指摘を踏まえて考えていきたいと思っております。

○浅野座長 ほかにございませんでしょうか。

岡田委員、どうぞ。

○岡田委員 パイロット輸送の件ですが、先ほどパイロット輸送をやったという話は聞いたのですが、パイロット輸送で何を求めて、どういう結果が得られているのか。なおかつ、いろんな自治体から順番がどうのこうの、順番はもちろん気になるのはわかるのですが、順番だとかスケジュールとか、いろいろ言われていますよね。その辺のところのやった成果のフィードバックと今後のところが何となくやっぱり見えないので、こういう質問というか意見が出てくるのかなと思ったのですが、その辺はどうなっていますでしょうか。

○永島参事官 パイロット輸送自体は1年程度をかけて行うことにしておりまして、今まさに先行する9市町村分が始まった状況でございます。その中で、これまでのところは特段滞りなく進んでいると認識をしておりますが、輸送の統合管理システムですとか、そのほかの安全対策などについて十分に想定したとおりに機能しているのかどうかということ、当然、1年後のパイロット輸送が終わった段階ではやる必要がありますが、その途中の段階でも検証していつて、それをまたフィードバックし、環境安全委員会などでも示し

ていく必要があると考えております。また、対外的にも環境省としてホームページ等で公表するなどの取組を進めていきたいと思っています。まだ、今現在、十分な検証を行うところまでは至っておりません。

○岡田委員 途中だというのはわかるのですが、そうすると、最終的な輸送のシステムを踏まえて、そのさまざまなパラメータというか何かを明らかにしつつある、こう考えていいですか。

○永島参事官 はい。本格輸送に向けて、パイロット輸送を行った結果を検証して本格輸送につなげていくということになっております。

○浅野座長 よろしいですか。

○岡田委員 はい。

○浅野座長 ほかに何か、この部分についてございますか。いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、特に環境省のこれまでの対応・考え方の記載事項、それ自体に特段のご意見があったとは考えられませんので、ここまでの点については、本日の段階では一応こういうようなことであるということについて了承いたしましたということにしたいと思いますが、さらにまたお目通しをいただいて、あるいはアンケートの本体のほうもご覧いただいて、この整理で適切でないという点、お気づきの点がございましたら、また改めてお知らせをいただければと思います。

では、続いて、資料3-2についてご説明をお願いいたします。

○山本課長 それでは、資料3-2に基づきまして、廃棄物関係のアンケート調査の結果のご紹介をしたいと思います。先ほどと同様に、指定廃棄物と対策地域内廃棄物と、それから特定一廃・特定産廃の三つのパートに分かれております。最初は、指定廃棄物のパートですけども、最初の表の欄外、上のところに注があります。表の中で、福島県内自治体と書いてあるものと、括弧書きで、関係5県内自治体と書いてあるものがあります。こちらの福島県及び福島県内市町村と関係5県及びその市町村で、かなり意見の様相が異なる場合がありますので、それがわかるような形にしております。特に表記がなければ、両者共通の意見というふうにご理解いただければと思います。

まず、最初の処理の基本的な考え方というところで、ここは大きく見解が分かれているところですが、ご紹介した閣議決定した県内処理をするということを定めた基本方針についてですけども、これについても基本方針は変更するべきでなく、そのままですっきりや

れというところと、基本方針を見直して国内1カ所で集約処理をするべきだというご意見が分かれております。それから、その下に県内1カ所での集約処理、これが今の基本方針に沿ったものですが、これを早期実現してほしいというご意見、それから、次のページ見させていただきますと、なかなか1カ所でやるというのは難しいから分散で保管をして、減衰してから処分すべきというご意見もございます。そういった意見があるわけですが、環境省のこれまでの対応・考え方はもうこれまでもご説明しているとおり、やはりどこか1カ所に集約して処理をするというのは到底理解が得られないということで、各県処理の考え方というのは見直す予定はないということをお答えさせていただいているのと、あと、集約せずに分散でということにつきましては、先ほどご紹介したように、やはり一時保管のところの不安定性というのがどうしてもあり、そこをずっと継続するというのはよろしくありませんので、やはりしっかりと集約して管理をしていきたいという方向を書かせていただいております。

それから、大きく二つ目のところで処理・搬出の迅速化、2ページ目の下のところからですが、処理・搬出の迅速化ということで、ここでは指定廃棄物の一時保管が長期に及んでいるから早くとにかく処理をしてほしいと。この点については、我々も何とかそれをしようということで努力をして進めているということをお答えをさせていただきます。

それから、3ページ目のところにはリスクコミュニケーション・住民説明・情報の公開ということで、これはしっかり丁寧に説明をするべきだということと、先ほど中間貯蔵の中でもありましたけど、処理方針だとか工程表をしっかりと明確にしろというようなご指摘をいただいております。説明のところは、先ほど幾つか例示をさせていただきましたが、いろんな形でさまざまなツールも使ってしっかりと丁寧にやっていくと、これが何より重要ということで進めていくということをお答えをさせていただきます。工程表のところなのですが、こちら平成25年2月に設定プロセスを大幅に見直したと申し上げましたが、その前の時点では一応ロードマップはあったわけですが、なかなかやはり地元の方のご理解を得ないままにロードマップを描いても絵に描いた餅になりますので、こういったところは今、地元の方々としっかりと向き合って丁寧に議論を積み重ねるというプロセスをしているので、今のところ、現時点では工程表を作成するのは困難というような事情をお答えをさせていただきます。

それから、国等の責任で、共通してご指摘があったのは、国の責任としてしっかりとやる

べきというところでさまざまなご意見をいただいております。これはもう特措法上の明確な責務ということでもありますので、この法律に基づく責務を果たせるようにしっかり取り組んでいきたいということをお答えさせていただいております。

それから、5 ページ目の長期管理施設の設置というところですが、こちらにつきましては、やはり詳細調査の候補地になった自治体を中心に設置に反対という意見をいただいております。ここにありますように、住民の理解が得られる場所、あるいは住民への影響がない場所につくるべきというようなご意見もありますし、一方で、指定廃棄物を一時保管していない市町村を候補地とすべきではないというご意見もあれば、一時保管量の多さに着目して、そこを評価するというのは外すべきという反対のご意見もございます。こういった中で、本日もご説明しましたように、それぞれの県で有識者の検討会の中でご議論いただいた選定手法をベースにしながら、それぞれ市町村長さんが集まっていただく会議の中で具体の議論をして、その地域の事情を加味した選定手法を確定して、その結果として今作業をしているということですので、やはりこれは尊重されるべきだというふうに考えております。そういう中で進めていって、最終的には有識者の方にしっかり詳細調査の結果も評価していただいて選ぶというプロセスで進めているというところでもあります。

それから、6 ポツのところは安全性確保・維持管理ということで、安全に関するご意見もさまざまいただいておりますが、最初のところで、焼却に伴う安全性というところがあります。特に排ガス中で抜けていくようなことがないかというところでご指摘がありまして、今日、技術的な検討の中でもご紹介させていただきましたが、バグフィルターの中でしっかり捕集できるというようなことを、実際のデータも使って確認をしているというところでもあります。

次のページ、6 ページのところですが、処分場、今、長期管理施設と言っている施設の安全確保の話であります。そういったところの安全確保に万全を期してほしいということ、それから、長期間の安定した維持管理をお願いしたいというふうなご意見もいただいております。ここは構造上もしっかりとした安全な構造にしていくということもありますけれども、施設としてコンクリート二重構造で点検ができるような形にしていますので、そういった点検という意味でもしっかりやれるようにして、そういったものの状況というのはしっかりと情報公開、公表もしていこうということで考えております。特に指定廃棄物でありますから、国が責任を持って長期間管理をしていくということでもありますので、構造物としても100年以上の耐久性を持つようなものとしてしっかりやっていくということ

で、当然、大きな災害として地震も想定したしっかりとした構造をつくっていくということがございます。

それから、次のページですが、7ページ目のところに、最終処分場における埋立完了後に安全に当該土地の有効活用ができるようにというようご指摘もありまして、この点も踏まえまして、有識者会議の中で、今年の4月にご議論をいただいて、濃度レベルが時間がかかって十分下がったような状況では、県内の公共用工事等で再利用する、あるいは県内で別のところで処理するとか、その場所で跡地を有効利用するというような、三つのオプションを示し、そのオプションについてさまざまご指摘をいただいたということもあります。こういったことも並行して検討をしているということでございます。

それから、7ポツ、調査研究・技術開発ですが、先ほどのご説明で申し上げましたけども、こういう実証事業を環境省でやっておりますので、こういったものを活用してしっかりやっていきたいと思っております。

8番の指定の指手続ということですが、これはちょっと十分でないところはしっかり頑張っていきますというところでもあります。

それから、9ポツの指定解除というところですが、特定一廃・特定産廃のところの議論にもつながるのですが、8,000Bq/kgを下回っているようなところでは、むしろ指定廃棄物ということになっている状況ではなかなか処理ができないので、指定解除をしてほしいと、これを早急にやってほしいというご指摘もいただいています。

一方で、次のポツにありますように、そういった下がったからといって、引き続き、その処理責任は国が負うべきだというご指摘もいただいています。これに関しましては、幾つかの自治体から指定解除をしてほしいという要請があり、環境省としても、それはしっかり受けとめて検討を進めているということではありますけども、指定をすることによって、国が特措法に基づく法律上の処理責任を負うということですから、それを指定解除すると、法律上の責任がそこでなくなるということになりますので、解除の要件をどんなふうにしていくのかというところは大きな課題ではありますが、そのあたりを整理して、対応していこうということで今やっております。

減衰のところにつきましては、先ほど部長からも申し上げましたように、ここは減衰の問題、一時保管場所ですらどうなっているのかというのは重要な問題でありますし、それを燃やすべきものであれば燃やした後のことまで考えていかなきゃいけないので、そういったことはしっかりと状況把握して、どういったことをやっていくのが適切かというところを

現在検討しているというものです。

それから、農林業系の廃棄物の問題、側溝汚泥の問題も個別の問題としてご指摘をいただいております。農林業系のもは、特に減容化処理・安定化処理をしっかりとやっていくという必要があると考えていますので、これは施設の建設ができるようにということで今準備しているというところではあります。

側溝汚泥についても、8,000Bq/kgを超えるようなものは指定廃ということできちんと処理していかなくちゃいけないのですが、8,000Bq/kg以下のものについては8,000Bq/kg以下ということで、通常の廃棄物に該当するようなものについては廃棄物処理法に則って適切に処理をしていくという整理を書かせていただいております。

それから、9ページ目のところ、12の財政措置に関してということで、今、一時保管を行うための支援もありますけども、そのときの遮蔽用の資材だとか一時保管場所を最終的に原状復旧するときのところも財政措置というご指摘があります。現在、指定廃棄物の一時保管に関しましては財政的な応援をさせていただいているところですが、今後、そういった原状復旧みたいなところにつきましても、ご相談に応じて検討していきたいということを書かせていただいております。

それから、13番、地域振興・風評被害対策ということですが、風評被害対策のところは、まず何よりもきちんとした丁寧な説明ということが重要ということを書かせていただいております。三つ目の丸のところ、万が一発生した場合にはということで、国として可能な限りの対策を講じていくという方向性を書かせていただいております。地域振興策はその下にありますように、予算としては関係5県の長期管理施設を設置する場合のものとして計上しているということですが、実際にこれをどういうふうに使っていくかというのは、地元と今後相談をしていくということで対応していきたいと考えております。

それから、検討会のメンバーの構成についてもご意見をいただきましたが、ここに書いてありますように、ご参画いただいている先生方は、中央環境審議会、それから、それぞれ除染と汚染廃棄物の有識者の会議のメンバーからバランスを考慮してご就任いただいているというようなことを書かせていただいております。

それから、自治体の住民の声をしっかりと吸い上げるというところでは、今回関係する全自治体にアンケート調査をさせていただいて、こういった形で整理をしているというところを書かせていただいております。

それから、その次のページ、11ページ目からは対策地域内廃棄物になりますが、こちら

については、まず帰還困難区域の扱いということでご指摘をいただいております。こちらでも汚染廃棄物だけでなく、政府全体としての方針というものをつくっていく必要がありますので、ここは政府として地元としっかり取り組んでいくということを書かせていただいております。

それから、対策地域内で、環境省が処理する対象に入っていない事業系廃棄物について、こういったものも対策地域内廃棄物として処理してほしいというご意見をいただいておりますが、法律上の整理として、対策地域内廃棄物に該当しないようなものについては、それぞれが産業廃棄物、あるいは事業系一般廃棄物として廃棄物処理法に基づき事業者責任で処理をしていただくということになるということを書かせていただいております。ただ、実際には、処理がうまく進むように環境省としても、県、あるいは県の産廃協会等と連携しながら後押しをさせていただいているということを書かせていただいております。

処理スケジュールについては、まだ先を見通せていないということで、今後検討ということで書かせていただいております。

それから、4ポツの動物の死体処理というところで、死亡した動物、家畜だとかイノシシなんかもそうですけど、埋却をしている動物の死体の処理についてです。こちらも法令上の整理を書かせていただいておりますが、そこは重要な問題ですので、今、関係者間で協議を重ねてやっていこうということです。引き続きというところで、多分これはワープロのミスだと思いますが、「調査」と書いてあるところ、調整を進めているということですので、調整を進めてまいります。

それから、漁場のがれき、海の中のがれきも国としてしっかりやってほしいというご意見なのですが、ここも今の特措法の中では対象になっていないので、引き揚げたものについては産廃として処理をするということをお願いしております。産廃協会も引取先が見つからないような場合にはご協力をしていただけるということですので、こういったことを書かせていただいております。

それから、生活ごみについてですが、今、片づけごみ全部、環境省として回収処理をしているところですが、もう完全に地域指定が解除されて帰還された後については通常の状態に戻りますので、これは市町村として行っていただくという整理を書かせていただいております。

三つ目のカテゴリー、13ページ、特定一廃・特定産廃のところですが、こちらは、最初の1.のところ、国による処理、あるいは処分先の確保ということで、国で何とかしてほ

しいというご意見があります。ここにつきましては、本日までご説明しましたように、もともと特別な管理を必要としないということが安全評価上明確になっているものですので、廃棄物処理法に則っての処理というものをお願いしているところです。本当にご苦勞はいただいておりますが、おかげさまでかなり現地では処理が進んできているという状況でありますので、引き続きしっかりそれをサポートするようなことをしていきたいという方針を書かせていただいております。

2. は、1にも関連しますが、財政支援をお願いしたいというご意見です。こちらについては、整理としては、余計なコストがかかっている場合、求償対応ということになっておりまして、そこは東京電力とも調整しました結果、それぞれ個別に東京電力からご説明をいただいて、賠償請求をしていただくという整理になっておりますということを書かせていただいております。ただ、従来、廃棄物の世界で扱わずに、完全に地域循環をしていた農林業系の廃棄物につきましては、にわかに廃棄物として処理しなければいけなくなって、そこを市町村が処理しようというような場合につきましては、これを応援する事業を、ここにあります農林業系廃棄物の処理加速化事業ということで設けていますので、これにつきましては国庫補助が出ております。これもしっかりと継続してほしいということをご要望いただいております、まだ処理が終わっておりませんので、次年度以降も努力していくということを書かせていただいております。

3. は、特定一廃・特定産廃の要件の見直しということで、既に先生方からもご指摘のあった点でありますので、ここは実態を踏まえて、しっかりと今後検討会で検討していきたいと思っております。

15ページの最終処分場の維持管理基準、それから廃止基準もご指摘いただいたところですが、これも同様に、しっかりデータに基づいて、どういう形が合理的かというのを検討していきたいというふうに思っております。

それから、6. の、除染廃棄物の処理について、除染した廃棄物は基本的には特定一廃・特定産廃に該当するということであり、通常は8,000Bq/kg以下ということですので、これも廃棄物処理法に基づく処理ということで、ほかの事業系のものとかと同様に処理をしていただくということになっております。そのあたりの基準とか方向性を明確にとのご意見がありますが、これは特措法上での上乘せの基準も定められているところでもあります。

それから、その二つ目のポツのところは、除染作業として行う、除染の一環として行う場合の収集・運搬の部分と、それから、その後の廃棄物としての収集・運搬のところは、

その規制の中身が少し違うので、そこを合わせられないかというようなご意見がございます。それが次のページ、17ページのところで、二次下請以降も認めてほしいということで、除染の一環として行っている作業と同様にしてほしいということなのですが、廃棄物処理法では廃棄物の不適正な処理につながらないようにということで、再委託の部分を制限しているところでもありますので、放射性物質をある程度含む廃棄物ということでもあり、その原則は維持させていただくということを書いております。

それ以降は、自治体職員への支援ですとか、その他、技術研究といったようなところは、今日ご説明したような内容について書かせていただいております。

説明は以上です。

○浅野座長 それでは、ただいま汚染廃棄物に関する部分で、自治体アンケートの結果についてのご説明をうかがいました。ご意見をおだしてください。

田中委員、どうぞ。

○田中委員 ありがとうございます。7ページの指定廃棄物の指定解除のことについてちょっと質問したいと思います。対応・考え方のところで、幾つかの自治体からもこのような指摘、あるいはご要請があるとかかかっていますが、非常に重要なところかと思えます。こういう要請がある背景には、既存の施設を使って今の指定廃棄物の処分施設の立地問題を打開するという一つの狙いもあると思えます。

それから、国が責任を持ってやるという指定廃棄物に対しては、指定解除になれば自治体が責任を持ってやるのか、一廃についてはですね、そういうような責任を持つ主体が明確であれば、そういうこともあり得るかなと思えます。もし解除された場合には、これは基本的には特定一廃、あるいは特定産廃ということになるのでしょうか。これはメリット・デメリット、十分検討して、この道も一つの解決の選択肢としてあったほうが良いかと、このように個人的には思っております。

○浅野座長 今の点はいかがでしょう。

○山本課長 ご指摘いただいた背景としては、今日ご説明したように、もともと8,000Bq/kg以下のものがなかなか動かなかったのが、線量自体が下がってくるということもありますが、当初の混乱した状態で基本的にノーだと言っていたところから、割と冷静にご判断いただけるようになって、実際に処分場だとか処理施設での受け入れが進んできたということもありまして、8,000Bq/kg以下の世界はかなり回るようになってきております。そういう中で指定解除について、実際に指定廃棄物だけど、もう既に8,000Bq/kgを下回ってい

るというのが時間の経過から見て明らかなようなところは、むしろ指定を解除してもらえれば、持って行き先が見つかるということを見通せているので、そういったところはぜひ解除してほしいというご要望をいただいています。

さっきご指摘があったように、解除したらどうなるかと、基本的には特定一廃・特定産廃のどちらかに当たるといことで、廃掃法の基準の適用の中で、その特措法の一部上乘せがかかるという状況になります。

○浅野座長 ほかにご意見がございますか。

坂本委員、どうぞ。

○坂本委員 5ページの安全性確保・維持管理のところ、少し説明を丁寧にしたほうがいいんじゃないかと思うのは、最初の丸で「廃棄物中の放射性セシウムは、焼却時に800℃以上の高温で一部気体となりますが、その後200℃以下に冷却することにより固体」、こういった書き方だと、放射性セシウムそのものがガス、そして、それから200℃以下になったらそれが固体になるような印象を受けてしまう。実際さっき活性炭を放り込んだりなんかということは、実はそこにある粒子に吸着をして粒子化したりするようなことが圧倒的に多いわけで、200℃以下に冷却することにより既存粒子に吸着されたり、粒子化するとか、ちょっと表現は変えたほうが正しいかと思います。

○浅野座長 ありがとうございます。この点はよろしいですね。

それでは、大迫委員、どうぞ。

○大迫委員 指定廃棄物がなかなか前進できないということは、やはり基本方針の理解の醸成ということが大きな課題かと思っています。それで、そういう中で、やはりこの特措法自身が、特に特定廃棄物に関して国がやはり責任を持ってやるということがもちろん原則なわけですが、やはりこの法律の中で、県でありますとか基礎自治体の市町村であるとか、あるいは国民であるとか、そういった主体には協力の責務があるわけなので、そういったところへの働きかけをより強化していかないと、なかなかもう先に進めないんじゃないかという実感も持っております。やはり特定一廃が進んでいるというのは、かなり基礎自治体の方々が目の前の問題に対して使命感を持ってやられているということが、推進させている要因だと思うのです。そういう意味では、この特定・指定廃棄物の福島県以外の5県の処分に関しても、広域自治体としての県との連携の強化をぜひ、きちんと、水面下でというよりは、もう少し表に見える形でやっていただかないと、なかなか進まないんじゃないかなというふうにも思うのですが。そういう県との連携というところの今後

のお考えといたしますか、そういったことがありましたら、よろしく申し上げます。

○浅野座長 では、この点は、いかがでしょうか。

○鎌形部長 大変大切なご指摘ありがとうございます。やっぱり私ども、法律上、まず国の責任という、これはもう厳然としてあるものですから、そこはもうしっかりベースに置かなきゃいけないと思っておりますけども、話を進めていく上で、やはり広域自治体の県、そして、それぞれの基礎自治体の市町村の協力もきちんと、まさにそのとおりであります。まさにそういう考え方のもとに、市町村長会議という形で県知事と全ての市町村長にお集まりいただくところで議論を積み重ねていく、こういうプロセスを経てきたわけでございますけども、その詳細調査の候補地を選んでから、そもそも詳細調査に入っていくというアプローチについても、県は県として国と立場は違うということなのでございますけども、私どもとしては、表でも水面下でも常によく連絡をとって、協力要請をしているという形はとっているつもりではございます。ただ、ご指摘のように、そういったものがよく見えてこないというようなこともご指摘いただきましたので、もう少し整理を、私たち事務方もそれぞれ県との連携ということをしっかりと取り組んでいきたいと、こういうふうに思っております。具体的には、本当に頻繁によく連絡をとるということで、実際には事務的に連絡はかなり頻繁にはとらせていただいておりますけれども、情報の共有とか、今後の方針についての相談とか、そういうこともしっかりとやっていきたいというふうに考えております。

○浅野座長 ありがとうございます。

では、崎田委員、どうぞ。

○崎田委員 ありがとうございます。3のところ、リスクコミュニケーション・住民説明・情報の公開という項目があります。住民の理解のこういうことを徹底してほしいというご意見に対して、環境省が非常に丁寧に答えていただいているのですけれども、大変申し訳ないけれども、とても一般的なことを丁寧に書いていただいているという印象で、もう少し具体的なことも入れていただいてもいいのではないかと印象がします。特にこの部分に入れたことに関しては、施設の安全性とか、そういうことだけではなくて、放射線学習とか放射線理解という根本的なところが大事なのではないかと印象もあります。少し考えていただければありがたいと思います。

あと、1点のみ、13番に地域振興・風評被害対策という項目があります。それで、ここのお答えに関しても、下の最後の3行ぐらいに、万が一起こったときには、国として可能

な限り考えていきますと、非常に丁寧には答えてくださっているのですが、何か、今まで例えば福島のところでは風評被害対策でとってきた非常に先進事例の評価の高いこととか、少し具体的なことなどを入れて込んでいただいて、実際にそういう方向でできたら、もっと地域の方が安心感を持たれるのではないかなという思いもしました。よろしく願います。

○浅野座長 今の点は全く私も同感です。特に風評被害については、風評被害を起こさないために国が何をやるのだということをちゃんとと言わなきゃいけないですね。起こったら何とかしますっていうのですが、起こさないという決意が必要なのではないか。そのために、やっぱり何とんでも、今言われたように、放射線についてきちとした情報がより的確に広がるということが何より基本なのだろうと思うのですが、そのことをもっとちゃんと強調しておかなきゃいけないのではないのでしょうかね。場所が決まっただけで風評被害が起こるなんていうのは全く考えられないことなのだけど、現実には起こっているわけですね。それはやっぱりベースの問題が大きいんじゃないかなということを感じます。私も崎田さんに同意します。

岡田委員、どうぞ。

○岡田委員 細かいことかもしれませんが、12ページの漁場がれきですが、ご要望・ご意見は、要するにがれきの撤去を特措法に位置づけてほしいということなのですが、先ほどのお答えですと、これは特措法の範囲外である、理由は、放射性物質を含んでいないと、こういうことですかね。よくわからないのですが、要はそういうことに対して、事業者の責任で処理を行っていく、事業者って誰なのか、漁民なのか、いわゆる海ごみと同じ扱いなのか、何となくこれだと相手がわからないんじゃないかというか、少なくとも私にはよくわからないので、もう少し丁寧に答えてあげたほうがよろしいのではないかと。また、特に産廃協会でマッチングも可能というのも、これで裏がとれていればまあいいのですが、具体的にどんなことなのか、ちょっとわかりにくいので、丁寧な説明をしていただければと思います。

○浅野座長 この点は、今直ちに答えはありませんか。難しいですか。

○山本課長 制度上の話とすれば、特措法の対策地域内廃棄物には該当していないということですが、そこで切り捨てるのではなくて、実態として、今聞いている範囲としては、8,000Bq/kgを超えていれば、それは申請すれば指定廃になるのですが、そういうレベルではないと。だから、まさに漁場がれきみたいな漁業者の方が引き揚げられる、あるいはそ

ういう事業として引き揚げてきたがれきと同じ扱いということになるわけです。ただ、確かに言葉足らずなところもありますので、そこら辺はしっかりと補足させていただきたいと思います。

○浅野座長 今日の話題を超えるかもしれませんが、そもそも本当に産業廃棄物といえるのか。つまりたまたま漁業をやっていて引き揚げてきたというのと、物をつくるときに出るのとは違う、今日この場の議論ではないのですが、そこは根本的に廃掃法の発想そのものがおかしいのではないかという気がしてしようがありません。ここで直ちにそれには答えようがないなら、せめて岡田委員が言われるように、もうちょっと丁寧に説明したほうがいいのではないかと、現行法の枠組みの中ではないかともそれしかございませんというようにことなんじゃないですかね。でも、本当はこの際考えたらいいのかなという気もしないでもないのだけど、どうでしょう。さて、余計なことを申し上げました。

ほかに何かございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

そうしますと、この回答に関しては手直しをしていただきたいというご意見もありましたので、事務局としては今日皆さんのご意見を踏まえて、もう一度見直していただければと思います。

先ほど、少し中間処理施設のつくり方そのものについての覚悟のほどはあるかねと、こういうかなり大所高所からのご発言があったのですが、これはぜひ局長にお答えいただきたいと思います。

○三好局長 覚悟はもちろんございますが、中間貯蔵施設は福島復興・再生にとって不可欠な施設であるということで、これまでも大臣を先頭に、地元の方のご理解を得るべく奮闘、努力をしてきたつもりでございます。なかなか思いどおり進んでこなかった面もございまして、ようやく皆様にも進捗状況をご説明できるような状況になったということでございまして、引き続き環境省のみならず、政府全体の課題として、大臣先頭に全力を挙げてまいりたいというふうに考えているところでございます。先生方のご指導をよろしく願いをいたします。

○浅野座長 ぜひとも国家挙げてのというか、各省庁が全部協力をしてやっていただかないと、環境省だけが全部責任を負わされるというような構造ではないはずだろうと思うのですね。それは先ほどのご発言で、国家プロジェクトとして今まで成功した例はこんなものがあつたのだ、そのあたりのことはいろいろな意味で、他の省庁の今後の施策にもはねてくる面があるだろうと思うのですよね。ですから、単なる後始末で環境省にやらせると

いう、そういうことではないだろうということをも多分、森委員は指摘されたかったのだと思うので、ぜひよろしく願いいたします。

ほかに何か、この際、ご発言がございますでしょうか。よろしゅうございますか。

大分長時間、皆さんにおつき合いいただきありがとうございます。本日の議題はこれで終了でございますが、これまでのところで、除染と中間貯蔵と汚染廃棄物に関する点検ということが一応できたということでございます。なお、まだ細かく見ていくと気になることがあるということがおありだろうと思いますので、ぜひもう一度お目通しをいただいて、皆さんからのご意見もいただければと思います。

次回は、本検討会の取りまとめに向けて、これまでの議論の内容を整理していただくと、こういうようなことで進めたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。大体、いろいろな形で議論が出てきたと思いますが、この検討会としてのミッションもありますから、そのことも踏まえながら議論の整理をもう一度していただいて、皆さんにお目通しいただく、そういうことにしたいと思います。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

事務局から何かありましたら、どうぞよろしく願いいたします。

○山本課長 今、座長からご指摘いただいたような形で次回に向けて準備をしていきたいと考えております。本日はどうもありがとうございました。

次回の日程・場所につきましては、また追ってご案内したいと思います。

○浅野座長 それでは、どうもありがとうございました。本日はこれで終了いたします。

午後7時47分 閉会